

第4章 誘導区域

1. 誘導区域について

(1) 居住誘導区域とは

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のことです。都市全体における人口動態や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを総合的に勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるように定めるべきとされています。

居住誘導区域を定めることが考えられる区域としては、都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺区域や、都市の中心拠点及び地域生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、それらの拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域などがあります。

なお、都市再生特別措置法や都市計画運用指針により、居住誘導区域に含まない区域などが示されていますが、その中で、市内に存在する区域は次のとおりです。

1) 居住誘導区域に含まないこととされている区域

- ・農用地区域、農地法第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地の区域
- ・自然公園の特別地域
- ・保安林の区域、保安林予定森林の区域等
- ・急傾斜地崩壊危険区域（防止措置等が講じられている区域を除く。）
- ・土砂災害特別警戒区域

2) 災害リスク、警戒避難体制等の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住の誘導が適当ではないと判断される場合は、原則として含まないこととすべき区域

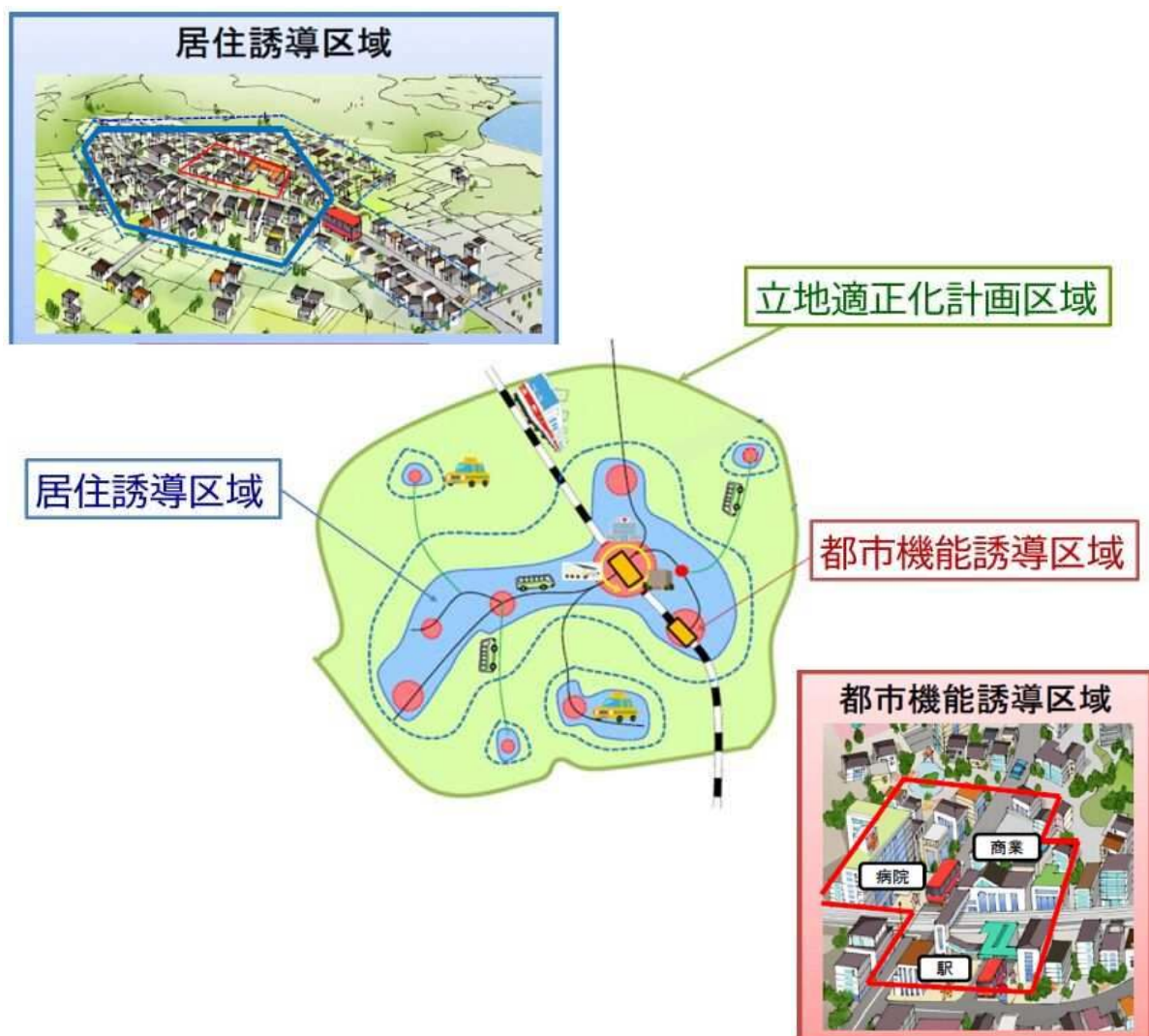
- ・土砂災害警戒区域
- ・水防法第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域

3) 居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域

- ・工業専用地域

(2) 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導・集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域で、基本的には居住誘導区域の中に設定します。都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域としては、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等や都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、歴史的に集落の拠点としての役割を担ってきた生活拠点等があります。



出典：国土交通省『改正都市再生特別措置法等について』・
『立地適正化計画作成の手引き』より一部加工

2. 誘導区域の設定方針

① 現行の都市計画及び方針に沿った誘導

現行の都市計画及び名張市都市マスタープラン等における方針に基づいたまちづくりを目指して誘導を図ります。そこで、本計画第3章の「2. 目指すべき将来都市構造」で示した中心拠点と地域生活拠点及びその周辺エリアを元に誘導区域の設定を考えます。

なお、本市の面積は129.77km²と比較的小さく、さらに市域の約半分が山林となっています。加えて、総人口の80%以上が公共交通等（※1）で60分以内に交通結節点である近鉄名張駅と近鉄桔梗が丘駅に到達できる（※2）コンパクトなまちの構造になっていることから、まずは、市街地をこれ以上拡散させないという考えからスタートして各拠点への適切な誘導・集約を図ります。

※1 徒歩、鉄道及びバス（原則としてコミュニティバス、運行本数1本/時未満の路線を除く）

※2 出典：伊賀圏域マスタープラン資料

② メリハリのあるまちづくり

生活サービス機能を維持するためには、一定エリアにおける人口密度の維持が必要とされています。そこで、居住については都市のスポンジ化が懸念されている中心拠点への誘導と、将来も高く推計されている地域生活拠点での人口密度の維持を図り、併せて各拠点に必要な都市機能を誘導します。また、これらの拠点に誘導を図ることで、集落居住拠点等の自然豊かな暮らし・まちなみを守り、メリハリのあるまちづくりを行います。

（参考）



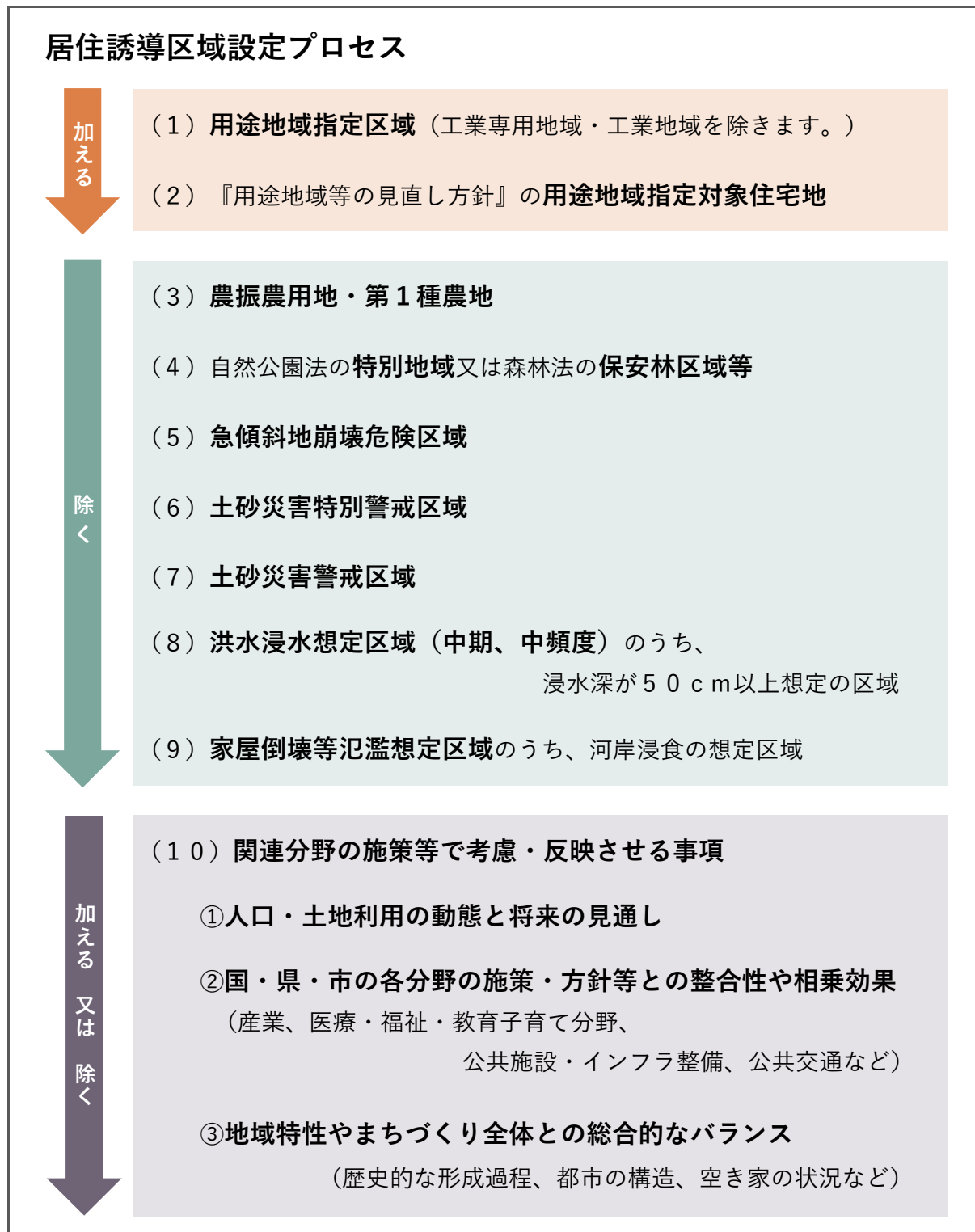
出典：国土交通省『改正都市再生特別措置法等について』より一部加工

③ 災害に強いまちづくり

都市の防災機能の強化を図るため、原則として、災害危険性が高い区域や住宅の建築が制限されている区域には誘導しません。ただし、市民の生命身体の保護を最優先に考えつつも、過度な規制を行うことなく、既存のまちづくりとの兼ね合いも考え、総合的に判断します。

3. 居住誘導区域の設定

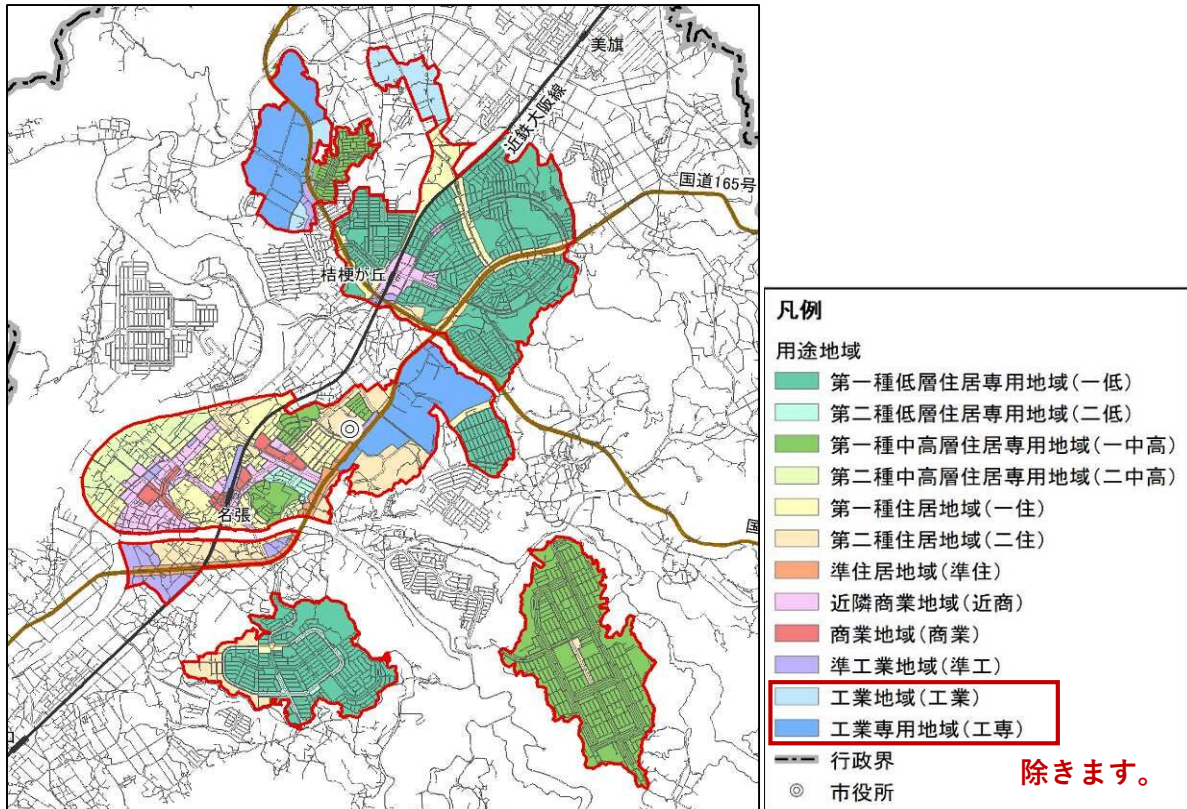
各プロセスに基づき居住誘導区域を設定します。プロセス（10）は、それまでの流れの中で、条件的に当てはまらなかったものや特殊な事情があるものを調整するものです。それぞれの詳細については次のとおりです。



【居住誘導区域設定プロセス（1）】

用途地域指定区域（工業専用地域・工業地域を除きます。）

現行の都市計画と整合を図るため、まずは、現在の用途地域指定区域をベースにして居住誘導区域を設定します。居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域とされている工業専用地域と、居住には不向きな工業地域は除きます。



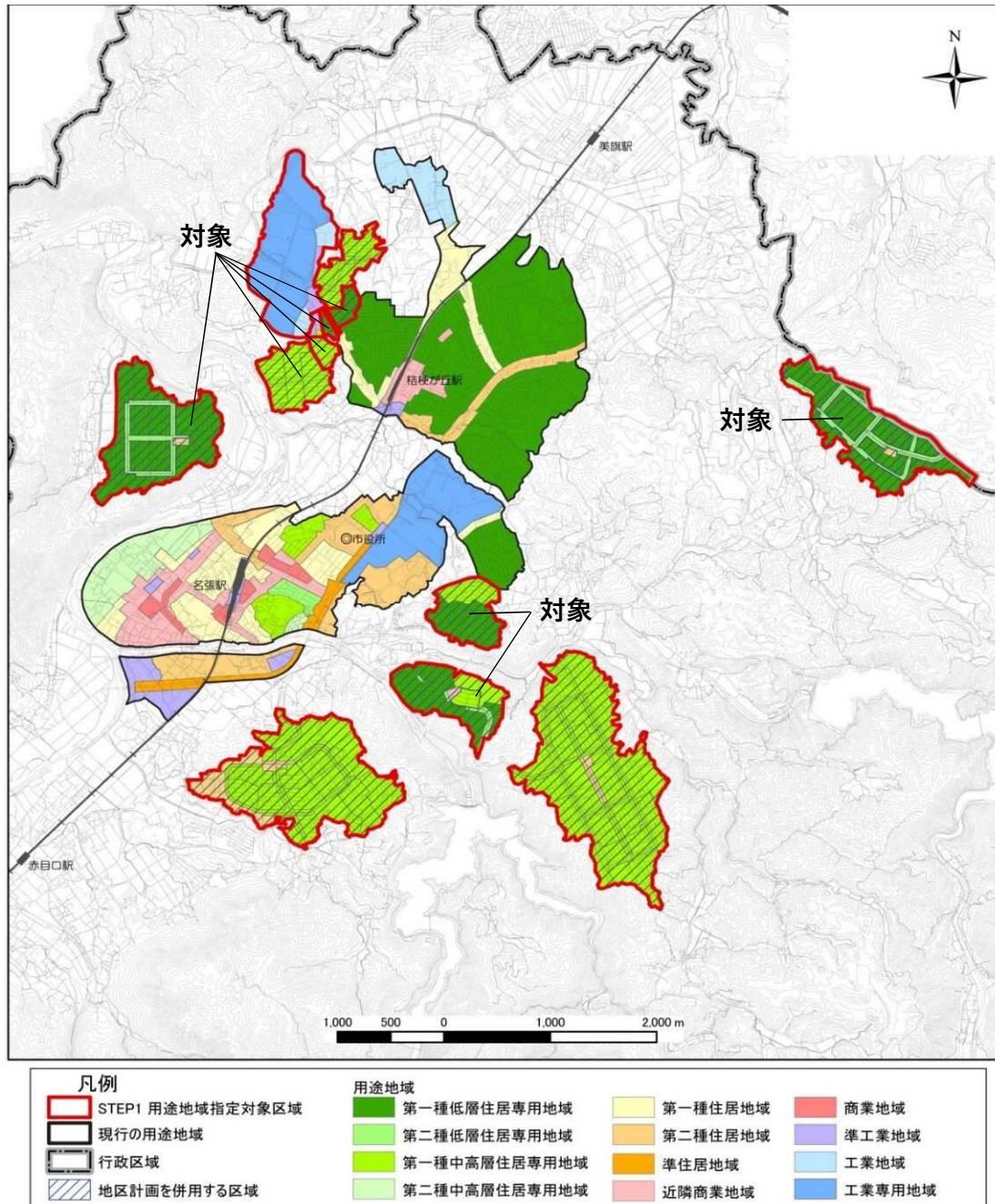
ただし、プロセス（10）の「①人口・土地利用の動態と将来の見通し」として、次の区域を加除します。

1. 現況の土地利用としては一体であるものの、後から開発されたなどの事情により用途地域が指定されていない区域を加えます。
2. 工業専用地域を除くことで連担性が失われること、大半が都市計画施設で住居を建てられないことから、名張中央公園のある第二種住居地域のエリアを除きます。
3. 交通量やロードサイド店舗が多くにぎわいのある箕曲地域の国道165号沿いは、両サイドを居住誘導区域にするべきと考え、用途地域の指定のない南側も居住誘導区域に加えます。

【居住誘導区域設定プロセス（2）】

『用途地域等の見直し方針』の用途地域指定対象住宅地

2014（平成26）年に作成した『用途地域等の見直し方針』で、用途地域の指定を進めていく方針を立てた住宅団地を加えます。単独又は周辺の住宅団地と合わせて概ね50ha以上の住宅団地を対象としています。

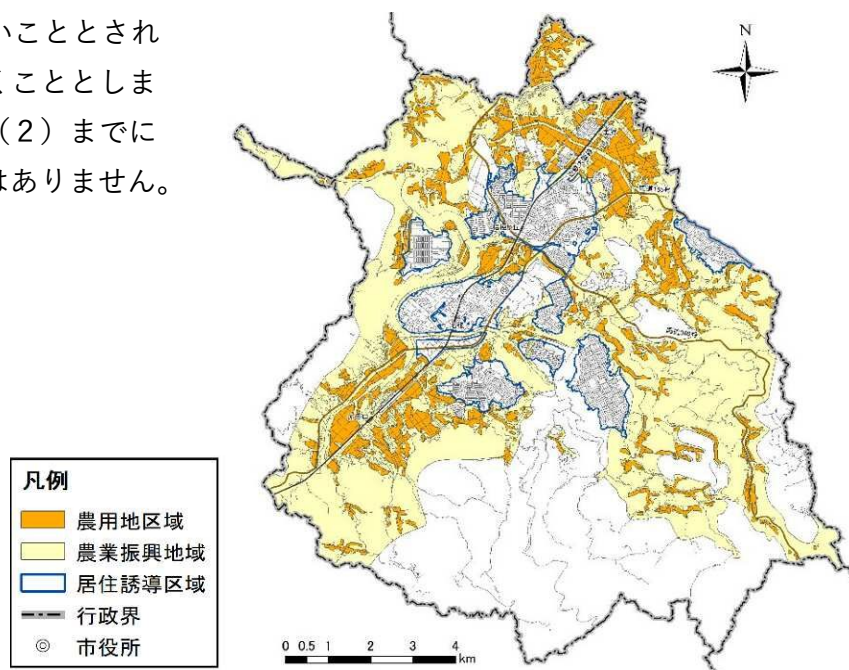


出典：名張市『用途地域等の見直し方針』

【居住誘導区域設定プロセス（3）】

農振農用地・第1種農地

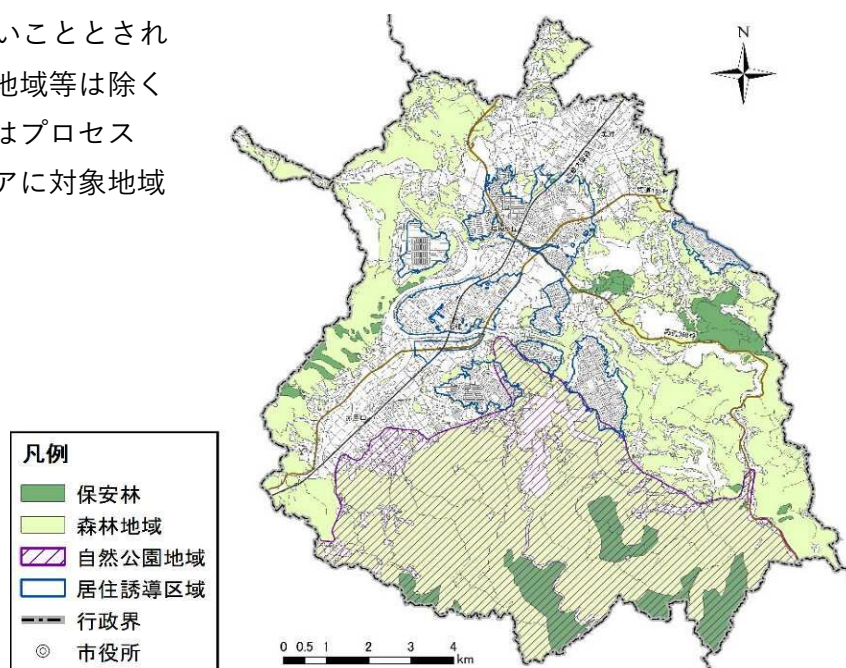
居住誘導区域に含まないこととされている農振農用地等は除くこととしますが、現況ではプロセス（2）までに加えたエリアに対象地域はありません。



【居住誘導区域設定プロセス（4）】

自然公園法の特別地域又は森林法の保安林区域等

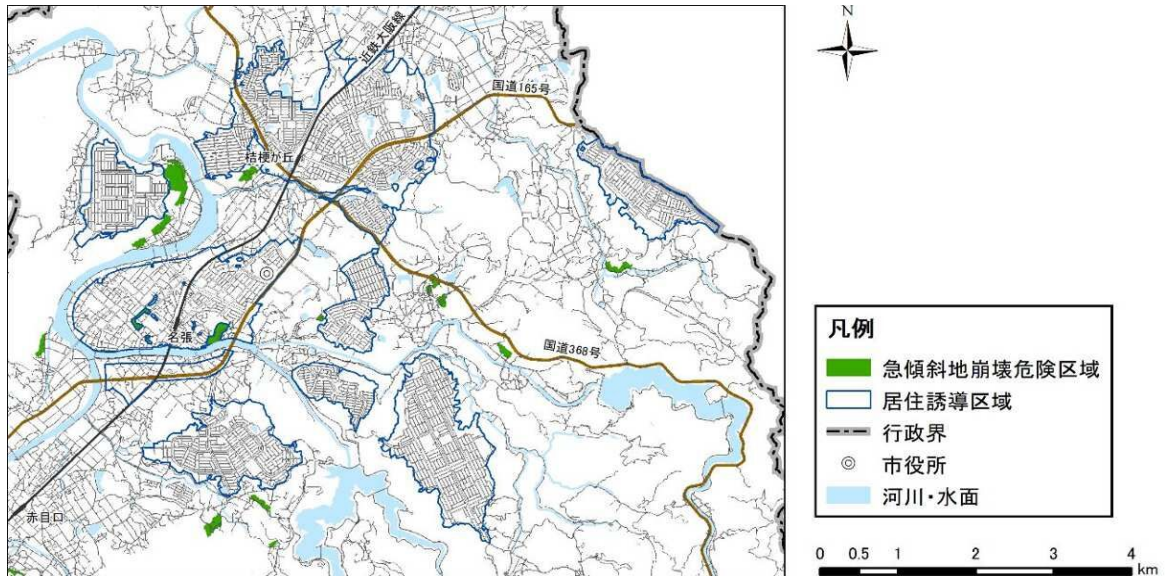
居住誘導区域に含まないこととされている自然公園法の特別地域等は除くこととしますが、現況ではプロセス（2）までに加えたエリアに対象地域はありません。



【居住誘導区域設定プロセス（5）】

急傾斜地崩壊危険区域

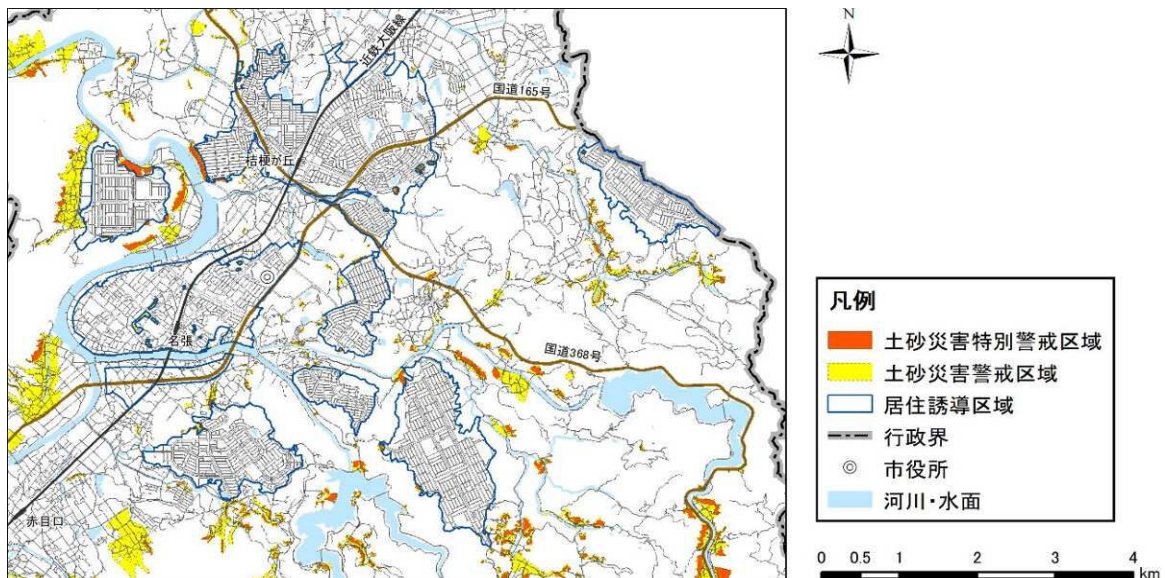
居住誘導区域に含まないこととされている急傾斜地崩壊危険区域を除きます。



【居住誘導区域設定プロセス（6）】

土砂災害特別警戒区域

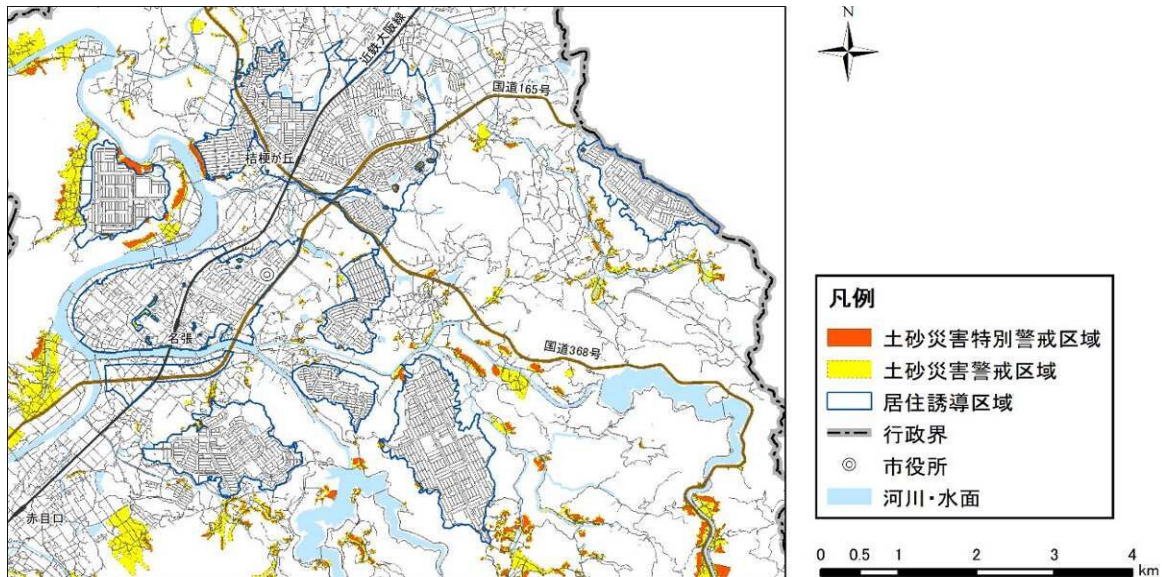
居住誘導区域に含まないこととされている土砂災害特別警戒区域を除きます。



【居住誘導区域設定プロセス（7）】

土砂災害警戒区域

原則として、居住誘導区域に含まないこととされている土砂災害警戒区域を除きます。

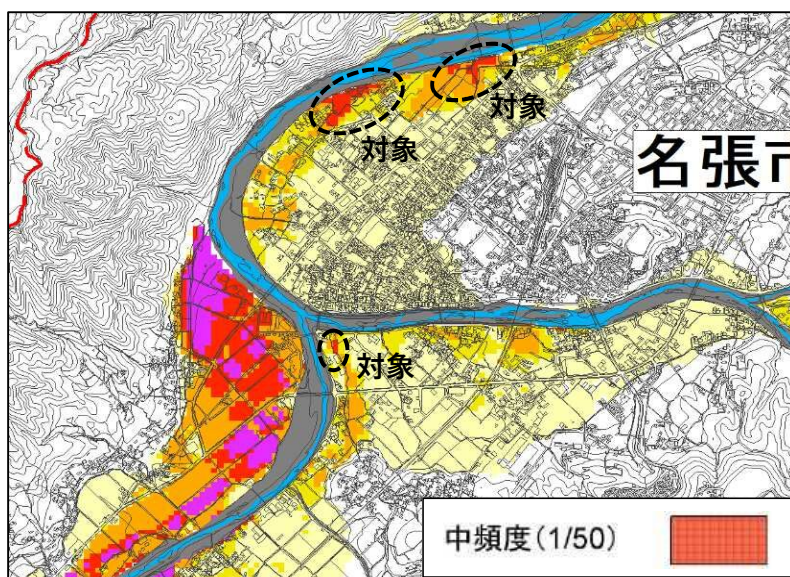


ただし、土砂災害警戒区域の内、都市計画法改正により開発許可制度ができた1975（昭和50）年以降の住宅団地（梅が丘、百合が丘、さつき台）内にある区域については、周囲の宅地と同様に県の開発許可を受けているため安全性が確保されていると考え、プロセス（10）の「②国・県・市の各分野の施策・方針等との整合性や相乗効果」として居住誘導区域に含めます。

【居住誘導区域設定プロセス（8）】

洪水浸水想定区域（中期、中頻度）のうち、浸水深が50cm以上想定区域

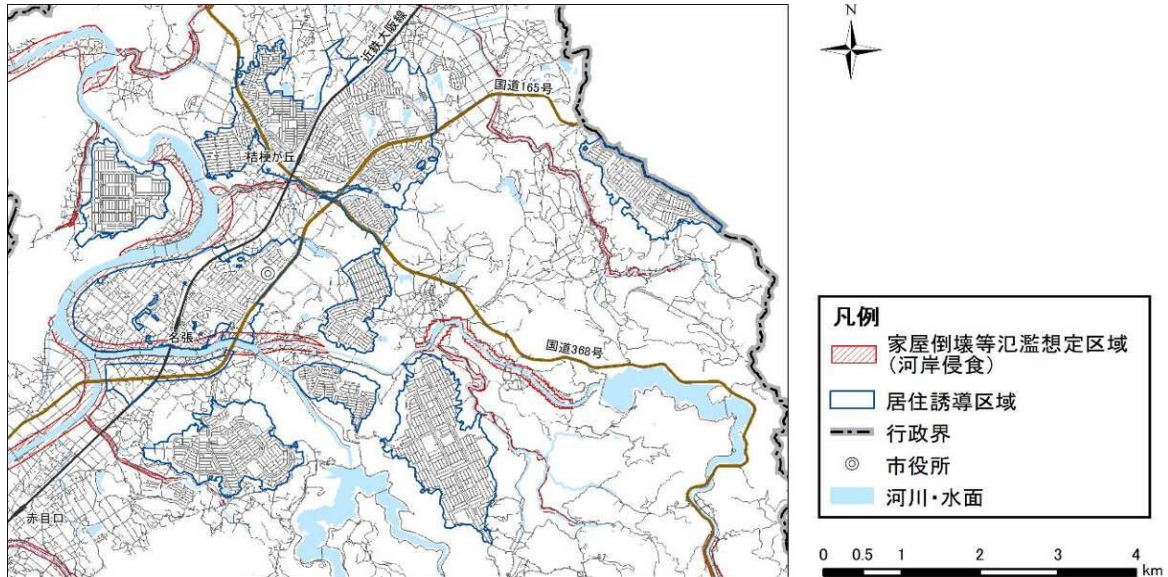
洪水浸水想定区域については、中期（名張川河川改修が完了）の中頻度（50年に1回程度）の規模の内、浸水深が50cm以上と想定されている区域を除きます。



【居住誘導区域設定プロセス（9）】

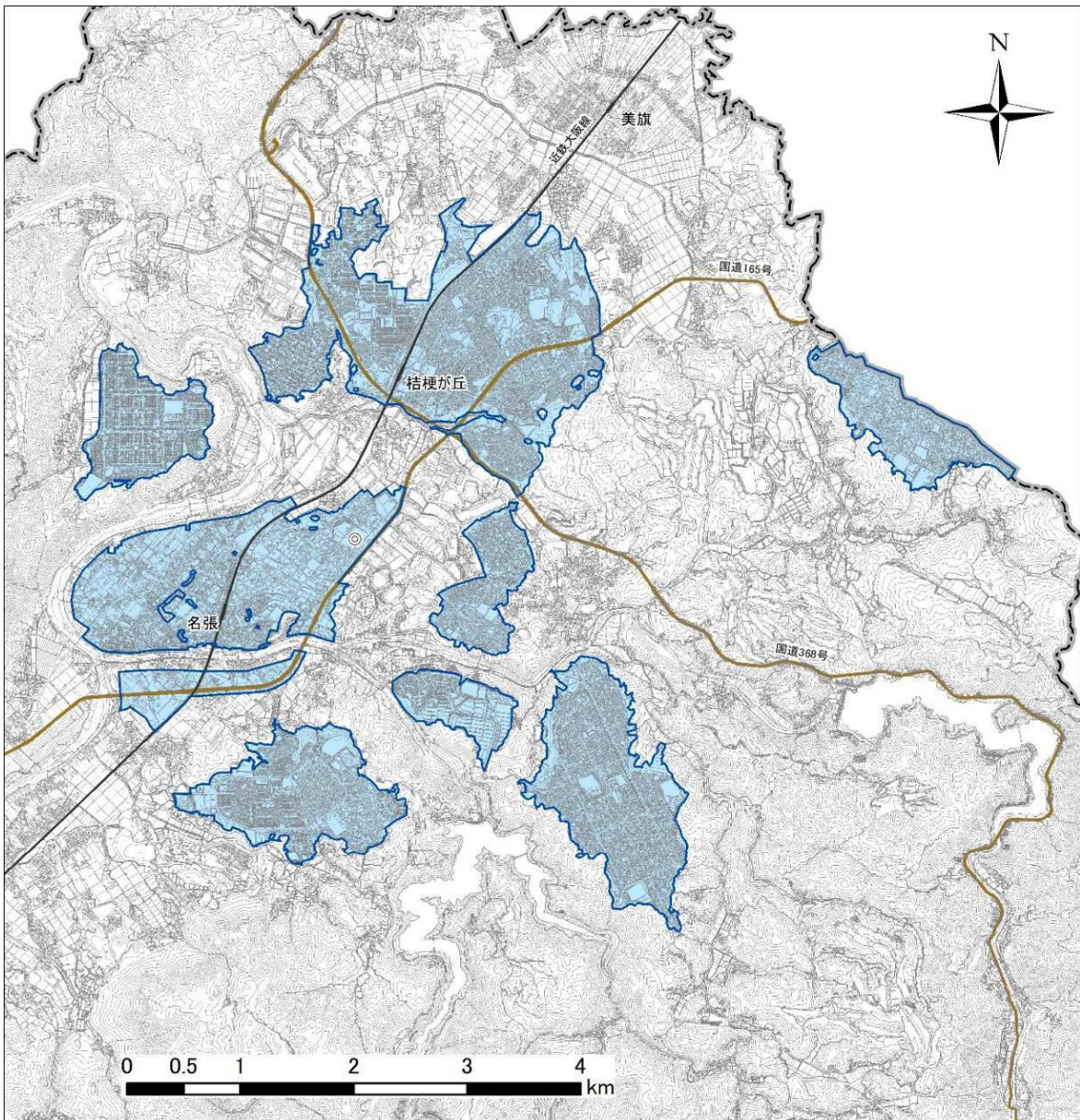
家屋倒壊等氾濫想定区域のうち、河岸浸食の想定区域

家屋倒壊等氾濫想定区域には、氾濫流と河岸浸食の2種類があります（33ページ参照）が、そのうち、建築物の構造にかかわらず、土地の浸食により住居等が流失する危険がある河岸浸食の想定区域を居住誘導区域から除きます。

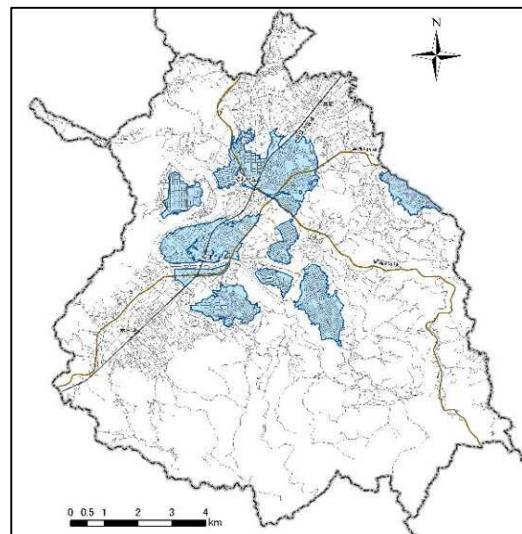


ただし、この中には既に都市基盤が整備され、居住等が集積している区域が含まれています。長い歴史を通じて本市の中心としての役割を果たしてきた名張地区の中でも、特に初瀬街道沿いの区域は、名張市都市マスタープランでにぎわいやまちなみを創出するエリアにしているほか、現在、国、市及び地域が協働で進めている「名張かわまちづくり事業」において、まちなかの回遊性向上の拠点を含む区域となっています。これらのことから、一部の区域については、プロセス（10）の「②国・県・市の各分野の施策・方針等との整合性や相乗効果」、「③地域特性やまちづくり全体との総合的なバランス」を理由に居住誘導区域に含めることとし、残存する災害リスクに対しては「第9章 防災指針」において必要な防災・減災対策を示します。

居住誘導区域図



- 凡例
- 居住誘導区域
 - 行政界
 - 市役所



4. 都市機能誘導区域と誘導施設の設定について

(1) 誘導施設の設定

都市機能誘導区域には、必ず誘導施設を定めることとされています。誘導施設とは、都市の居住者の共同の福祉や利便の向上を図るために必要な施設であり、都市機能誘導区域ごとに必要な施設を定めます。

誘導施設には、高齢化の中で必要性の高まる施設、子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる施設、集客力があり、まちの賑わいを生み出す文化施設や商業施設、行政サービスの窓口機能を有する行政施設などが考えられます。

国が提示する誘導施設のイメージ

	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	中枢的な行政機能 例：本庁舎	日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例：支所、各地域事務所等
介護福祉機能	市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：総合福祉センター	高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けられることができる機能 例：地域包括支援センター等
子育て機能	市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：子育て総合支援センター	子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けられることができる機能 例：保育所、子育て支援センター等
商業機能	時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例：相当規模の商業集積	日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例：延べ床面積0㎡以上の食品スーパー
医療機能	総合的な医療サービス（二次医療）を受けられることができる機能 例：病院	日常的な診療を受けられることができる機能 例：延べ床面積0㎡以上の診療所
金融機能	決済や融資などの金融機能を提供する機能 例：銀行、信用金庫	日々の引き出し、預入れなどができる機能 例：郵便局
教育・文化機能	市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例：文化ホール、中央図書館	地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例：図書館、社会教育センター

出典：国土交通省『立地適正化計画作成の手引き』より一部加工

誘導施設の設定に当たっては、本計画の基本的な方針及び将来都市構造を踏まえた上で、立地を維持したい施設、新たに立地を誘導したい施設、区域外への立地を抑制したい施設、という3つの観点により次のとおり設定します。（具体の整備計画がない誘導施設を含みます。）

なお、誘導施設を設定することによって、誘導施設に位置付けない施設を都市機能誘導区域内で建設等することを拒むものではありません。

また、都市機能誘導区域外で誘導施設に位置付けた施設を建設等することは可能ですが、届出による協議が必要となります。（77ページ参照）

① 行政機能

誘導施設	市役所
定義	地方自治法第4条第1項に規定する事務所
設定理由	総合的な行政サービスを受けることができる機能は、市域各所からの公共交通アクセス性に優れる中心拠点に必要であるため、誘導施設に設定し、現在の立地を維持します。
備考	市に立地の決定権がないものは誘導施設の対象外とします。

② 福祉機能

誘導施設	地域包括支援センター
定義	介護保険法第115条の4第1項に規定する施設
設定理由	高齢者の包括的な支援の中心的役割を果たすことから誘導施設に設定し、中心拠点にある現在の立地を維持します。
備考	在宅系介護施設等は誘導施設には設定せず、各計画等に基づき市域全体を見通した施設配置を図ります。

③ 子育て支援機能

誘導施設	子どもセンター（うち、子ども発達支援センター）
定義	名張市子どもセンターの設置及び管理に関する条例第2条及び第3条に規定する施設
設定理由	子どもの発達支援に関して中心的役割を果たすことから、誘導施設に設定し、地域生活拠点にある現在の立地を維持します。
備考	保育所等、こども園、幼稚園は誘導施設には設定せず、各計画等に基づき市域全体を見通した施設配置を図ります。

④ 商業機能

誘導施設	総合スーパー
定義	従業者が50人以上で、衣、食、住にわたる各種商品を小売りし、いずれの小売販売額も10%以上70%未満の範囲にある事業所
設定理由	市域各所からの公共交通アクセス性に優れる中心拠点及び交通結節点となる鉄道駅周辺に必要な機能であるため、誘導施設に設定します。
誘導施設	食品スーパー
定義	食料品の取扱いが70%以上で、売り場面積が250㎡以上の事業所
設定理由	生活に欠かせない生活利便施設である食品スーパーは市内各所にあることが望ましいですが、現在、都市機能が不足している交通結節点周辺への新たな立地誘導を図るほか、中心拠点での立地の維持、買い物の利便性が低くなっている周辺区域を補うために地域生活拠点での立地の維持を図るため、誘導施設に設定します。

⑤ 医療機能

誘導施設	病院
定義	医療法第1条の5第1項に規定する病院
設定理由	総合的な医療サービスを受けることができる機能は、市域各所からの公共交通アクセス性に優れる中心拠点に必要であるため、地域生活拠点での現在の立地を維持するとともに、中心拠点における誘導施設に設定します。
誘導施設	診療所
定義	医療法第1条の5第2項に規定する診療所
設定理由	診療所は市域各所での立地が望ましいですが、中心拠点での維持及び公共交通アクセス性に優れる交通結節点への新たな立地誘導を図るため、誘導施設に設定します。

⑥ 金融機能

誘導施設	—
備考	中心拠点に限らず、市域各所での立地が望ましいため、誘導施設に設定しません。

⑦ 教育文化機能

誘導施設	文化会館
定義	文化振興を目的とした座席数300以上のホールを有する施設
設定理由	市域各所からの公共交通アクセス性に優れる中心拠点での立地が望ましい機能であるため、誘導施設に設定します。
誘導施設	図書館
定義	図書館法第2条に規定する施設
設定理由	市域各所からの公共交通アクセス性に優れる中心拠点での立地が望ましい機能であるため、誘導施設に設定します。
誘導施設	子どもセンター（うち、教育センター）
定義	名張市子どもセンターの設置及び管理に関する条例第2条及び第3条に規定する施設
設定理由	相談や研修・研究など教育支援に関して中心的役割を果たすことから、誘導施設に設定し、現在の立地を維持します。
備考	各種学校は誘導施設には設定せず、各計画等に基づき市域全体を見通した施設配置を図ります。また、市に立地の決定権がないものは誘導施設の対象外とします。

⑧ 防災機能

誘導施設	防災センター
定義	名張市防災センターの設置及び管理に関する条例第2条に規定する施設
設定理由	総合的な防災機能は中心拠点での立地が望ましい機能であるため、誘導施設に設定し、現在の立地を維持します。
誘導施設	消防本部
定義	消防組織法第10条第1項に規定する消防本部
設定理由	総合的な消防機能は中心拠点での立地が望ましい機能であるため、誘導施設に設定し、現在の立地を維持します。

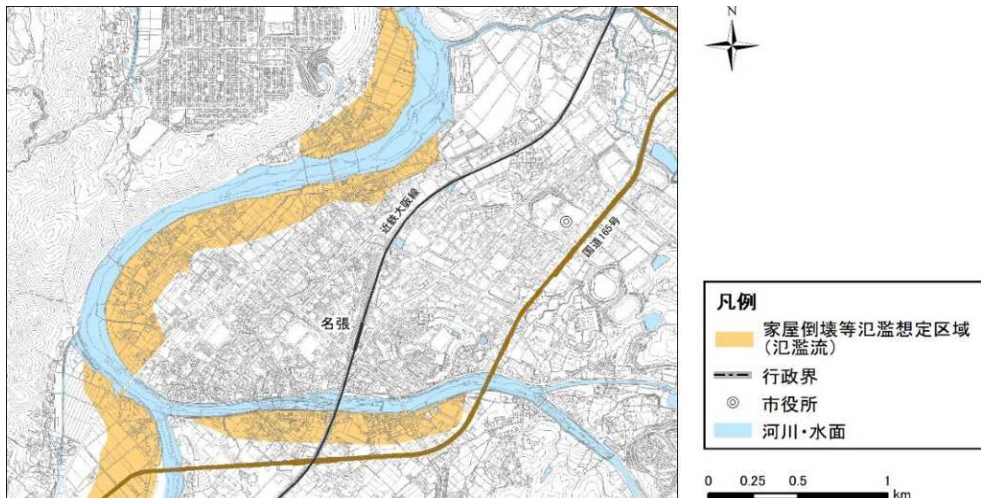
(2) 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域については、次の方針により設定します。

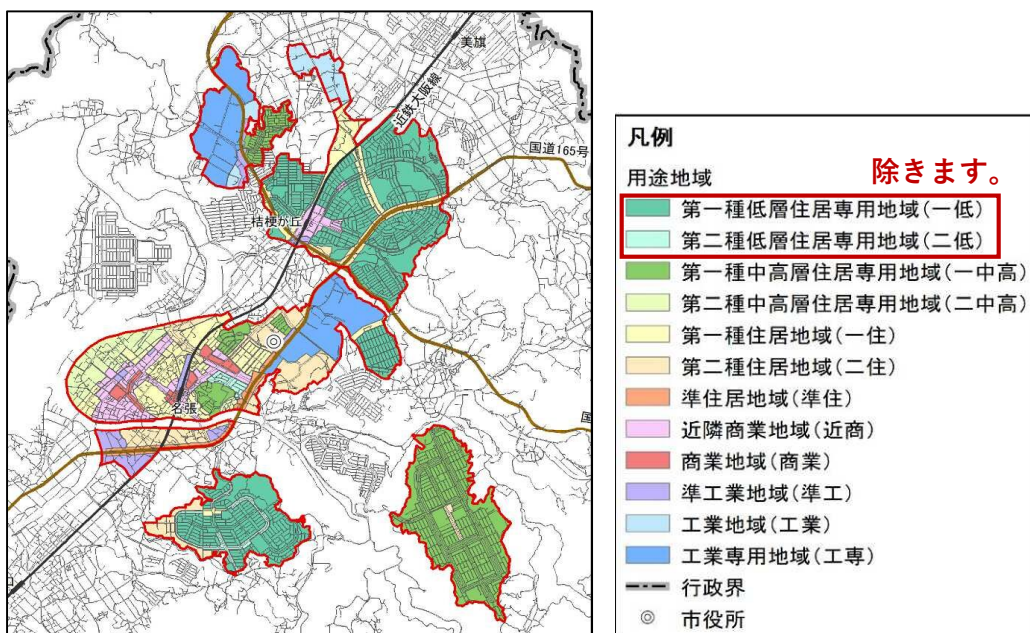
〔都市機能誘導区域設定プロセス〕

① 居住誘導区域内であること

居住誘導区域内に設定します。ただし、64～66ページで設定した誘導施設は、災害時に避難所や防災拠点になる施設が多いことから、都市機能誘導区域では、居住誘導区域の設定プロセスでは含まなかった家屋倒壊等氾濫想定区域の氾濫流の区域も除くこととします。



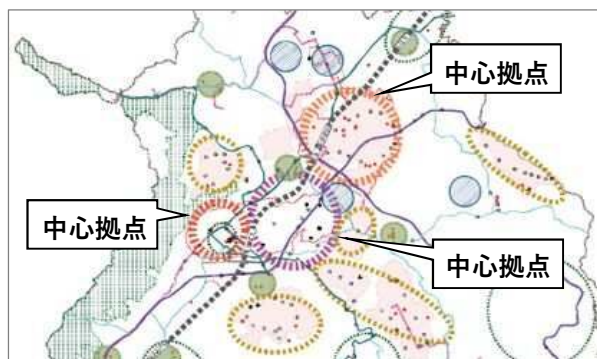
また、居住誘導区域では対象となっていた第一種低層住居専用地域と第二種低層住居専用地域の用途地域の区域も、低層住宅の良好な環境を守るための地域であるため、都市機能誘導区域から除くこととします。



② 将来都市構造の中心拠点等に即する

将来都市構造で中心拠点に位置付けた地域は、それぞれ「本市の中心となる都市機能の集積をさらに図る地域」、「既存の資源を活用し、にぎわい、交流機能の充実を図る地域」、「土地利用の高度化を図り利便性の高い居住環境を創出する地域」としています。また、本計画が即することとされている三重県の区域マスタープランの広域拠点は、「集約型都市構造の要として、さらに居住や都市機能を誘導する地区で、多様な都市機能の集積・強化や周辺での生活関連機能の向上を図る」拠点です。以上のことから、これらの拠点に合わせて中心的な都市機能誘導区域を設定します。

将来都市構造の中心拠点



区域マスタープランの広域拠点

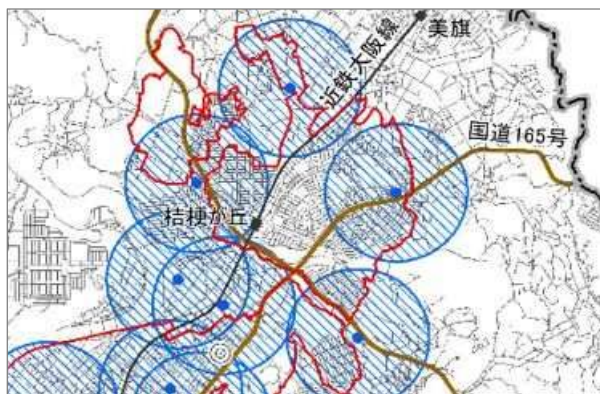


③ 都市全体における人口推計や、施設の充足状況・配置を勘案する

第2章で課題を分析した食品スーパーの分布と徒歩圏、名張市の地域公共交通に関する市民アンケートの調査結果、人口密度や高齢化率の推計を基に、64～66ページで設定した誘導施設の中で特に複数必要と考えられる食品スーパーの立地について検討した結果、中心拠点のほか、165号線沿い（箕曲地域）、つつじが丘に設定することとします。

また、誘導施設に設定した病院や子どもセンターが立地している百合が丘にも都市機能誘導区域を設定します。

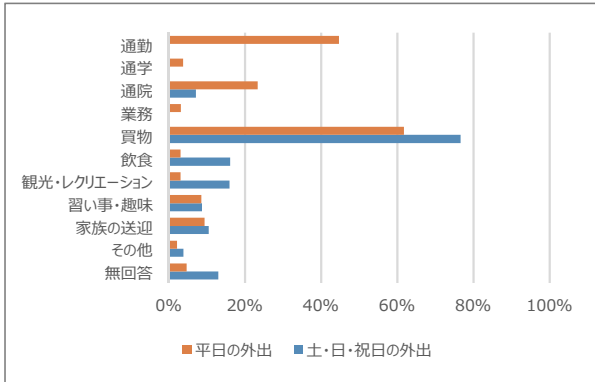
食品スーパーの分布と徒歩圏



⇒中心拠点である桔梗が丘駅の東側が食品スーパーの徒歩圏から外れています。

(21ページ参照)

主な外出の目的



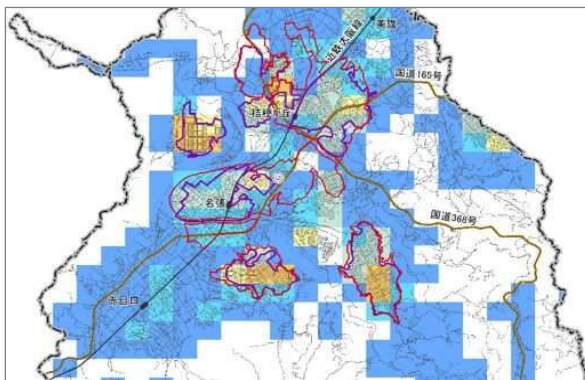
⇒ 日常の主な外出の目的は、買い物が最も多い結果となっています。
(31 ページ参照)

日常の買物でよく訪れている買い物施設 (地域別)



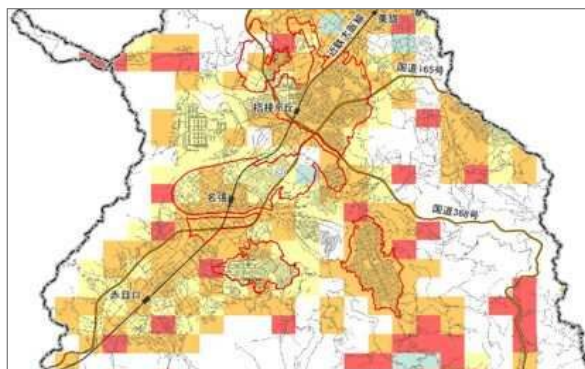
⇒ 南部地域から最もよく訪れている買い物施設は、箕曲地域の165号沿いの施設という結果になっています。
(31 ページ参照)

人口密度 2045 (令和27) 年



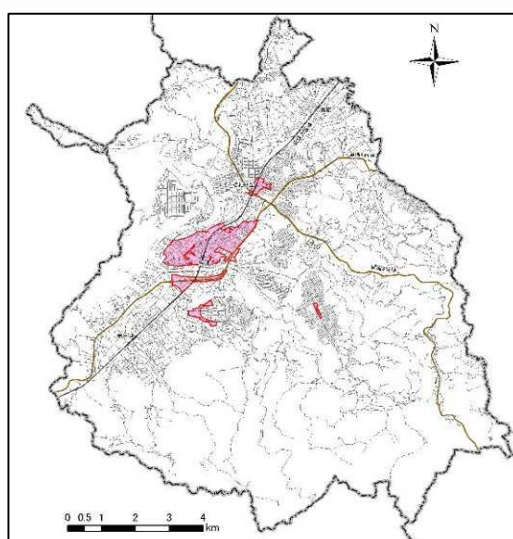
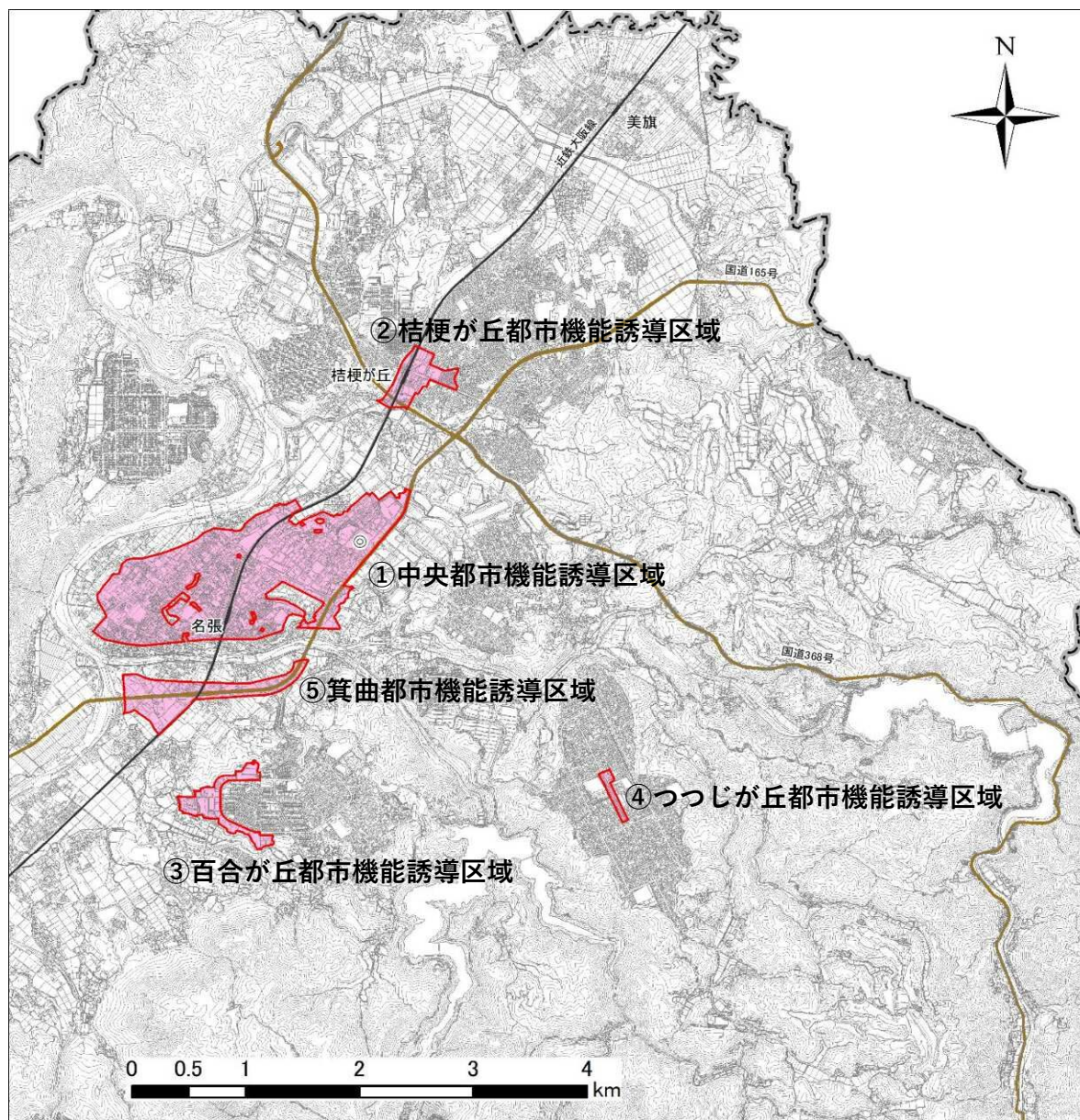
(11 ページ参照)

高齢化率 2045 (令和27) 年



⇒ つつじが丘は、2045 (令和27) 年も人口密度が高く推計されていることに加え、高齢化率も高く推計されています。
(9 ページ参照)

都市機能誘導区域図



① 中央都市機能誘導区域

中心拠点に必要な公共施設や大規模な医療機関、大型の商業施設を設定します。

② 桔梗が丘都市機能誘導区域

食品スーパーのほか、交通結節点にふさわしい施設を設定します。エリアは用途地域の近隣商業地域と準工業地域の箇所とします。

③ 百合が丘都市機能誘導区域

現在の立地、機能を維持したい施設を設定します。エリアは百合が丘地区地区計画の業務地区とします。

④ つつじが丘都市機能誘導区域

将来、人口密度を維持したまま高齢化率が高くなることが想定されるため、生活の利便性を維持するための施設を設定します。エリアはつつじが丘地区計画の商店街エリアとします。

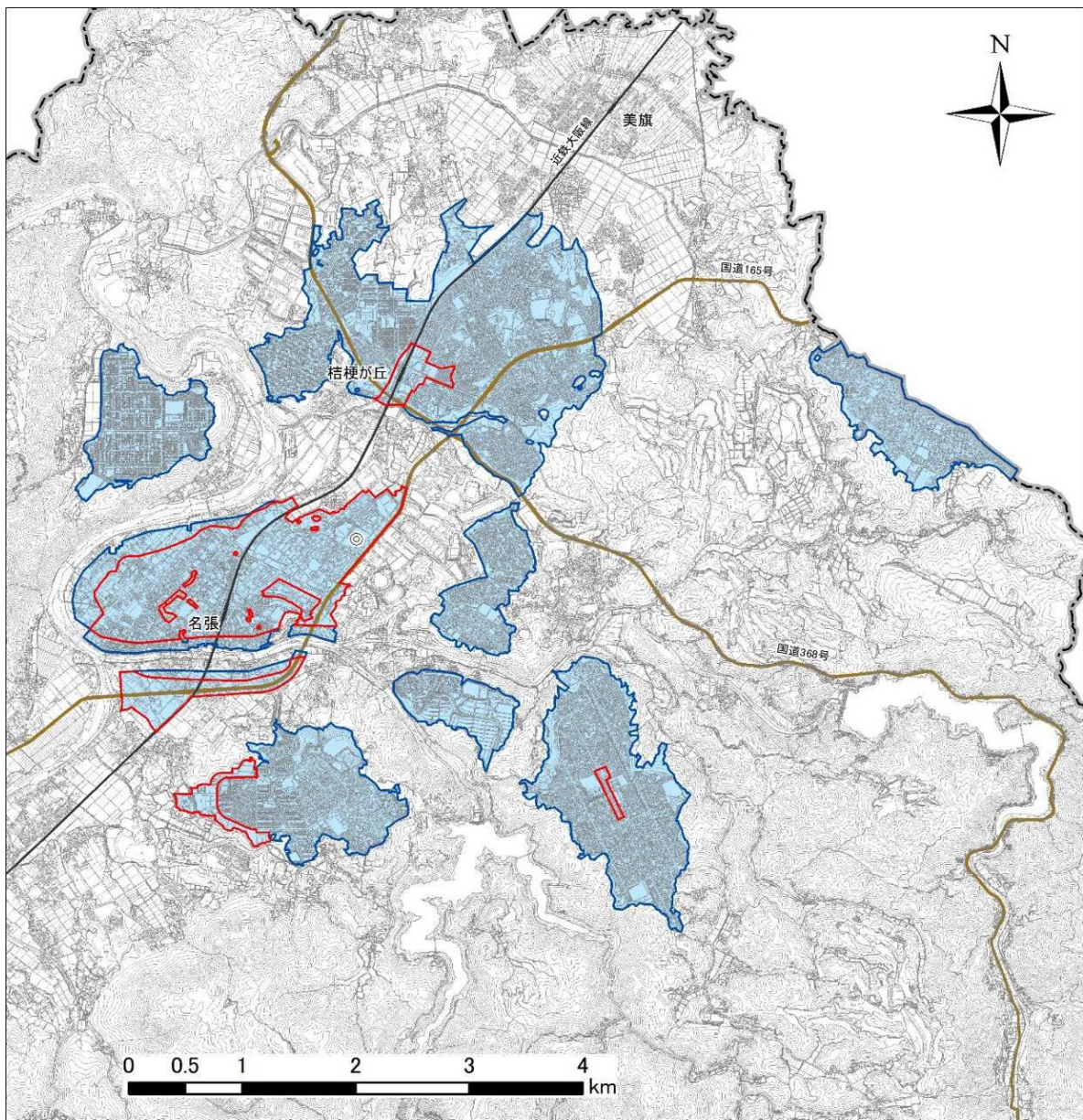
⑤ 箕曲都市機能誘導区域

市の南部地域の居住者の生活利便性を維持するため、施設を設定します。

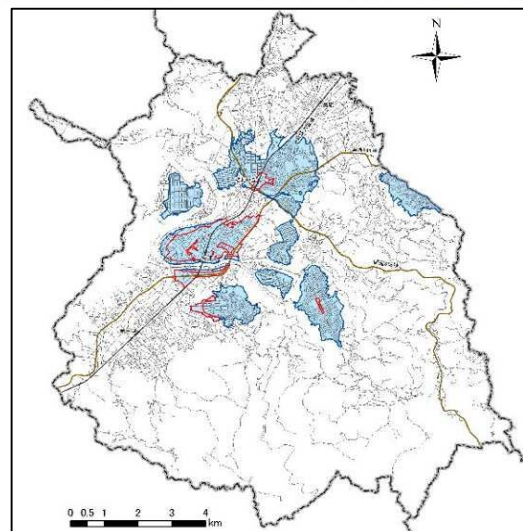
都市機能施設配置一覧

		中心拠点		地域生活拠点		—
		①	②	③	④	⑤
行政機能	市役所	○				
福祉機能	地域包括 支援センター	○				
医療機能	病院	○	○	○		
	診療所	○	○			
子育て 支援機能	子どもセンター (子ども発達 支援センター)			○		
商業機能	総合スーパー	○	○			
	食品スーパー	○	○		○	○
教育文化 機能	文化会館	○				
	図書館	○				
	子どもセンター (教育センター)			○		
防災機能	防災センター	○				
	消防本部	○				

誘導区域全体図

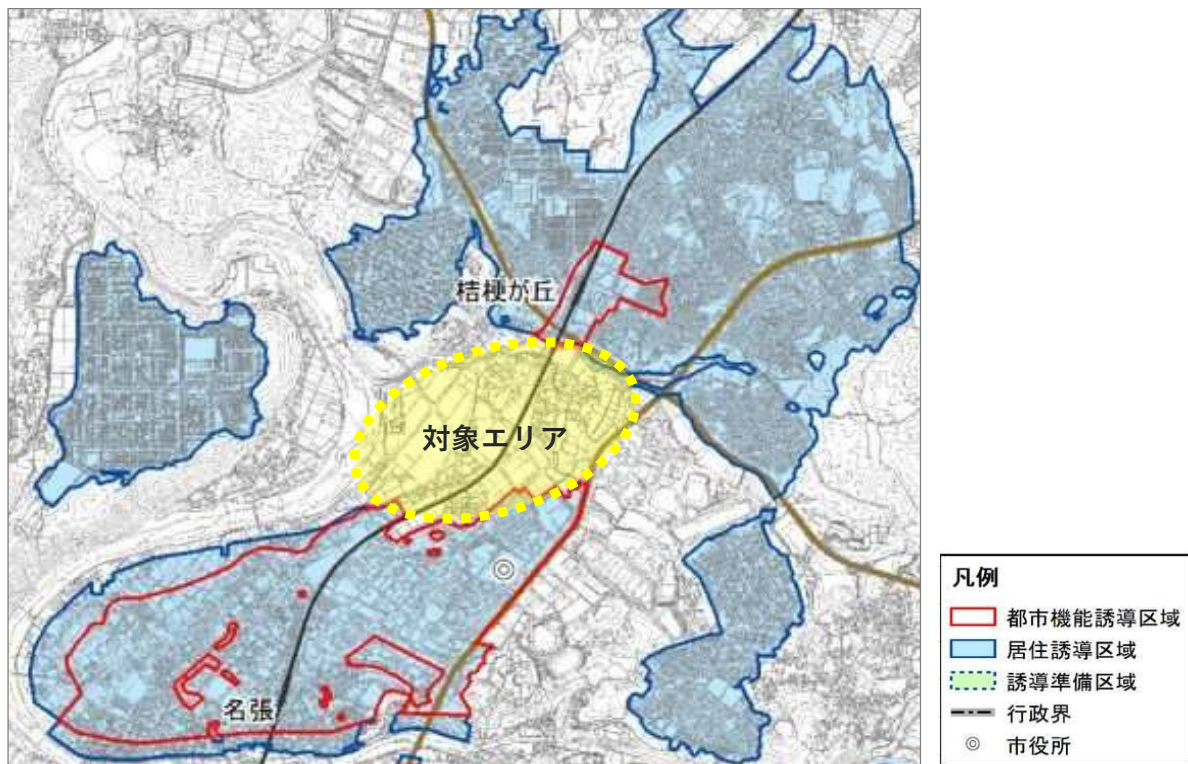


- 凡例**
- 都市機能誘導区域
 - 居住誘導区域
 - 行政界
 - 市役所



5. 検討継続対象エリアについて

蔵持地域の一部については、用途地域を指定しておらず農用地もまだ多く残っているため、現段階では居住誘導区域等の対象外となっていますが、既に都市化が進んでいること、近鉄名張駅と近鉄桔梗が丘駅の間にある中心部に位置すること、立地適正化計画が即さなければならないとされている県の区域マスタープランの広域拠点に含まれている（44ページ参照）ことから、今後のPDCAサイクルによる見直し等の際に検討を継続する対象エリアとします。

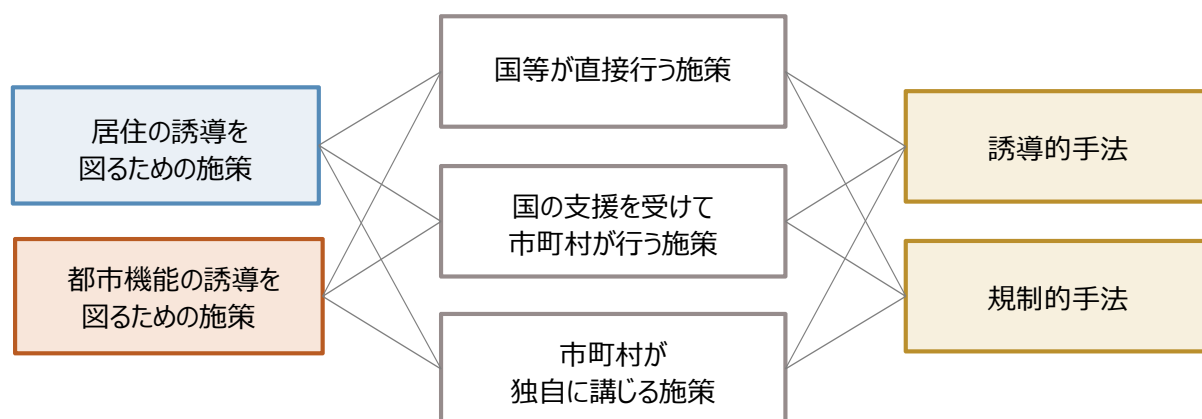




第5章 誘導施策と目標値の設定

1. 誘導施策

誘導施策には都市の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策（居住の誘導を図るための施策）と、必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策（都市機能の誘導を図るための施策）があります。また、国などが直接行う施策、国の支援を受けて市町村が行う施策、市町村が独自に講じる施策の3種類があり、手法としては、誘導的手法と規制的手法があります。



（1）金融支援・税制措置

〔金融支援の例〕

立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内における都市開発事業（誘導施設又は誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設を有する建築物の整備）であって、国土交通大臣認定を受けた事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構（民都機構）が出資等を実施。また、当該認定事業（誘導施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）については、公共施設等+誘導施設の整備費を支援限度額とする。

出典：国土交通省ホームページ「コンパクトシティの形成に関連する支援施策集（令和4年度）」

〔税制措置の例〕

新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、土砂災害特別警戒区域等の区域内で一定の住宅建築を行う者に対し、都市再生特別措置法に基づき、適正な立地を促すために市町村長が行った勧告に従わないで建設された一定の住宅（※）を適用対象から除外することとする。

出典：総務省自治税務局『令和4年度地方税制改正・地方税務行政の運営にあたっての留意事項等について』

（※）次ページ「（2）届出制度の運用」参照

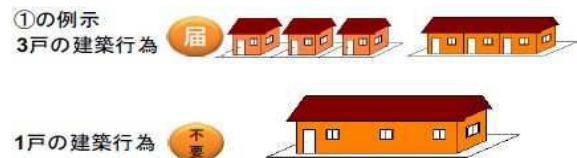
(2) 届出制度の運用

① 居住誘導区域に係る届出制度

居住誘導区域外で下表のような住宅開発等に係る開発行為又は建築等行為を行う場合は届出が必要になります。

届出を受理した結果、当該行為が行われた場合に何らかの支障が生じると判断した場合は、協議・調整の上、勧告等の必要な措置を行うこととなります。特に、災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域）に係る区域において勧告を受けたものがこれに従わなかったときは、届出者の主たる事務所の所在地や開発区域に含まれる地域の名称等を公表することとなります。

開発行為	建築等行為
① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの	
③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物（寄宿舍や有料老人ホーム等）として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為	② 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物（寄宿舍や有料老人ホーム等）として条例で定めたものを新築しようとする場合
	③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更



出典：国土交通省『改正都市再生特別措置法等について』

②都市機能誘導区域に係る届出制度

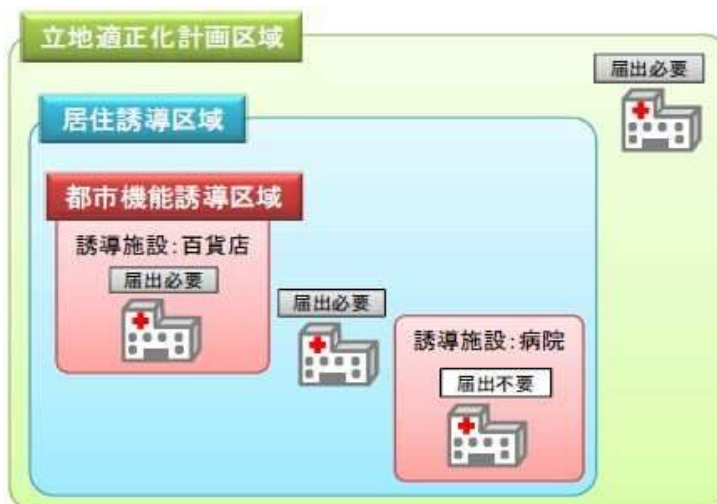
都市機能誘導区域外で次のような開発行為又は建築等行為を行う場合は、届出が必要になります。届出を受理した結果、当該行為が行われた場合に何らかの支障が生じると判断した場合は、協議・調整の上、勧告等の必要な措置を行うことになります。

○都市機能誘導区域外における誘導施設の開発行為又は建築等行為

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築行為等	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
	②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
	③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

○都市機能誘導区域内における誘導施設の休止又は廃止

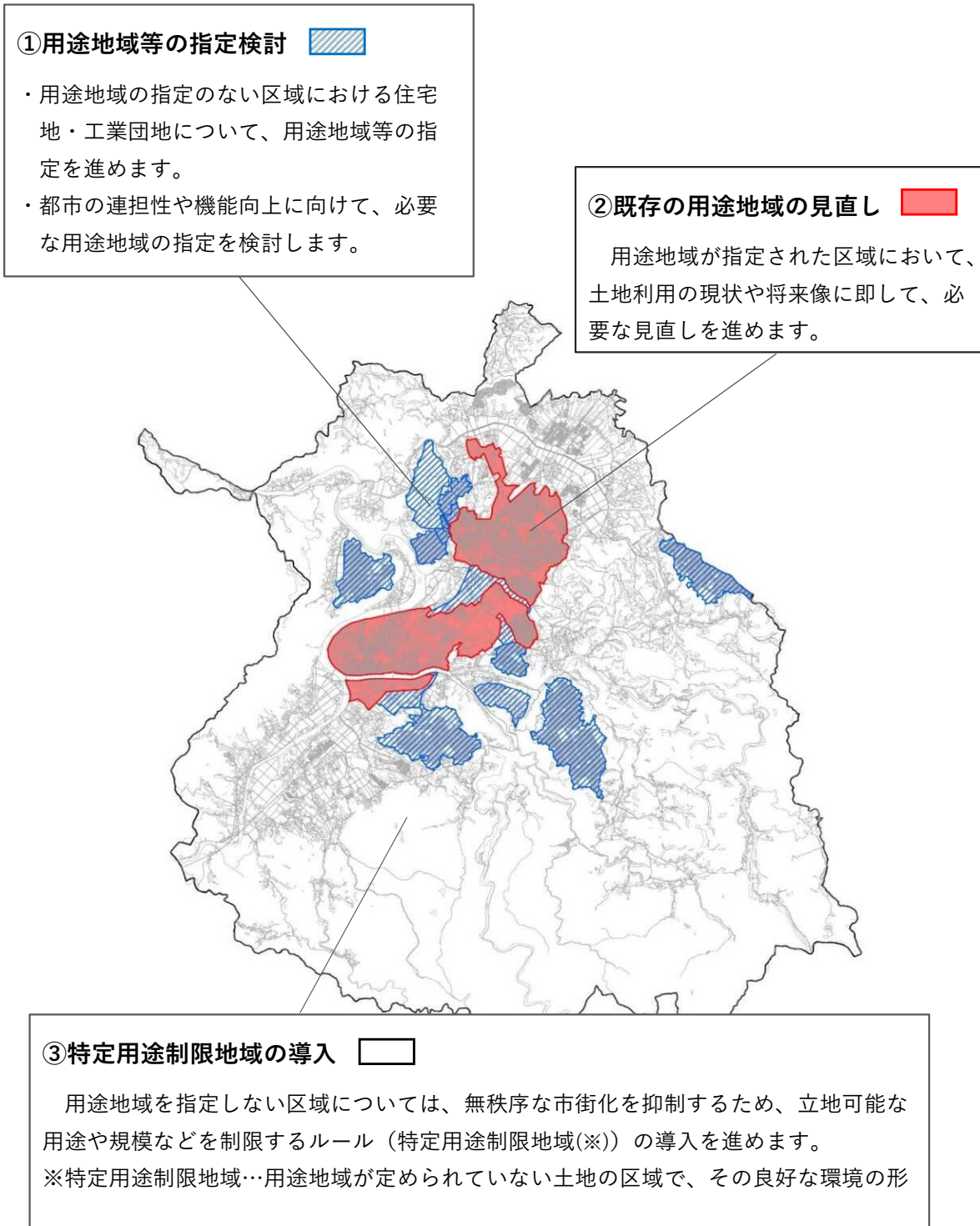
休止・廃止	誘導施設を有する建築物を休止し、又は廃止しようとする場合
-------	------------------------------



出典：国土交通省『改正都市再生特別措置法等について』

(3) 用途地域等の見直し

集約連携型の持続可能な都市づくりのため、2014（平成26）年に『用途地域等の見直し方針』を作成し、用途地域等の指定等を進めています。適切な土地利用の規制を通じて居住環境の魅力を高め、誘導の推進を図ります。



出典：名張市『用途地域等の見直し方針』

(4) 低未利用土地の活用等検討

都市のスポンジ化を防ぐ方策として、空き地や空き家などの低未利用土地(※)の適切な管理や有効利用の促進が必要です。そこで、居住誘導区域及び都市機能誘導区域内の低未利用土地について次のような方針を定め、活用等について検討を進めていくこととします。

※低未利用土地とは、居住の用、事業の用その他の用途に利用されておらず、またはその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途もしくはこれに類する用途に利用されている土地の利用の程度に比し、著しく劣っている土地のこと。具体的には、空き地や、空き家・空き店舗等の存する土地、暫定的に路外駐車場等として使用している土地のこと。

①利用について

居住誘導区域においては、活力あるコミュニティの維持に向けた活用を推奨し、都市機能誘導区域においては、利便性を高める施設としての利用を推奨します。については、低未利用土地権利設定等促進計画制度や立地誘導促進施設協定制度などの活用を検討します。

○低未利用土地権利設定等促進計画制度

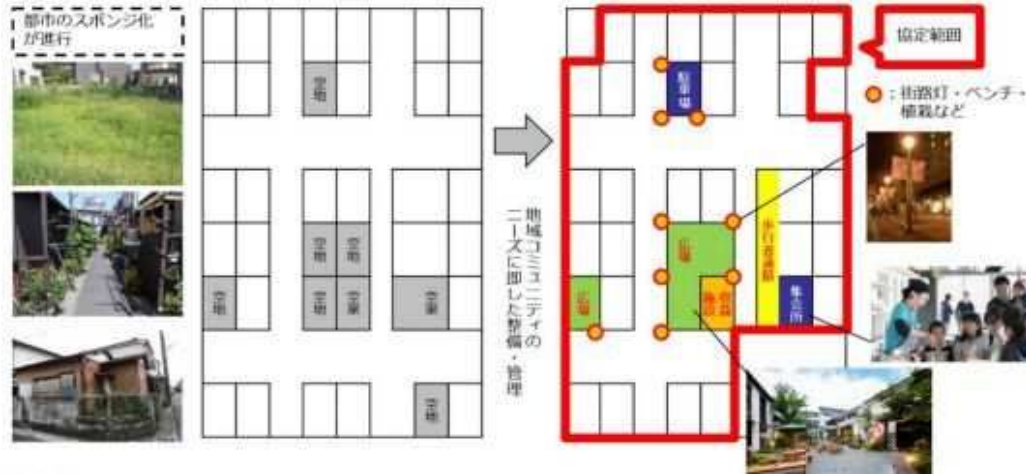
低未利用土地の地権者等と利用希望者とを行政が能動的にコーディネートし、所有権にこだわらず複数の土地や建物に一括して利用検討を設定する計画を市町村が作成することができる制度



出典：国土交通省『立地適正化計画作成の手引き』

○立地誘導促進施設協定制度（通称：コモンズ協定）

交流広場など、地域コミュニティやまちづくり団体（土地所有者等）が共同で整備・管理する空間・施設について、地権者合意により協定を締結し、都市再生推進法人などが管理する制度

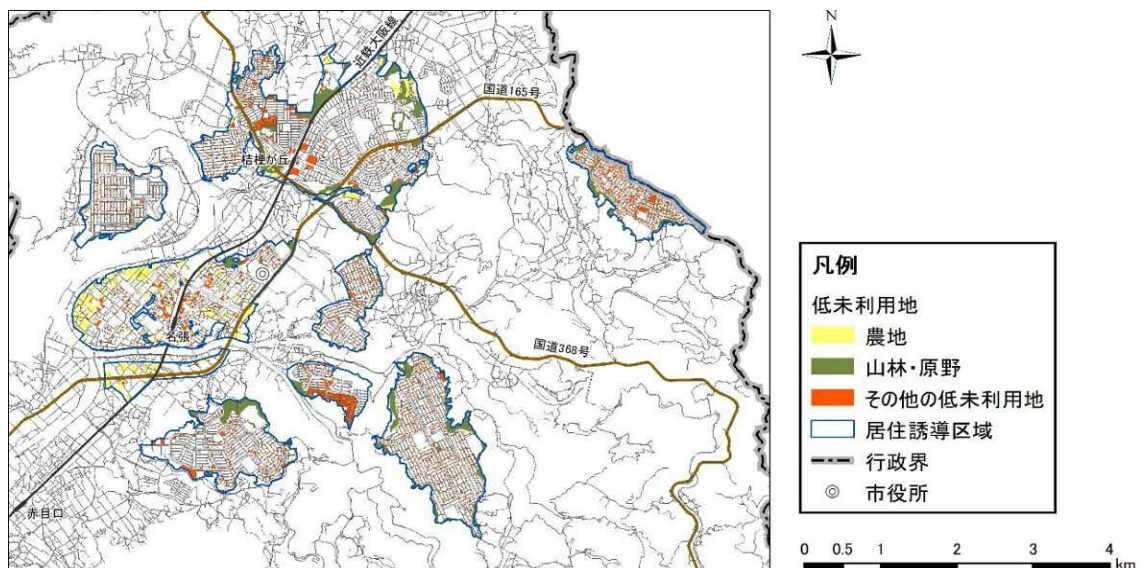


出典：国土交通省『立地適正化計画作成の手引き』

②管理について

空き地や空き家などの適正な管理が行われず放置されることで、景観の悪化など周辺の生活環境に影響を及ぼすだけでなく、建物等の倒壊等により事故が発生し他人や隣家に被害を与えるおそれや、雑草等の繁茂により様々な問題が発生します。所有者に対して、このような不良状態とならないよう適正な管理を呼び掛けるとともに、必要に応じて適切な指導等を行います。

居住誘導区域内の低未利用土地



※空き家・空き店舗等を除きます。

出典：2019（平成31）年度都市計画基礎調査より一部加工

(5) 公共交通等移動手段の充実

利便性の高い公共交通の充実により居住環境の魅力を高め、誘導の推進を図ります。

『名張市地域公共交通計画』の基本方針に基づく主な事業

○市内外へのアクセスを確保するための公共交通網を維持し、鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシーが円滑に連携したネットワークの充実を図ります。

〔主な事業〕市街地循環バス（ナッキー号）の継続運行と見直し、地域交通（コミュニティバス）の継続運行と再編、商業施設等への乗り入れの強化

○交通結節点における乗継環境の改善や情報提供の充実等環境整備を進め、誰にとってもわかりやすく使いやすい公共交通を目指します。

〔主な事業〕乗継拠点の一体的整備（待合環境の整備、施設の美化等）、乗継拠点における総合案内板の充実等わかりやすい運行情報・乗継情報の提供

○持続可能な公共交通を目指し、関係団体と協働による事業の実施やバスへの愛着の醸成、新たな移動モードの導入検討などを進めます。

〔主な事業〕乗継割引制度の導入、転入者への公共交通に関する情報提供、関係機関との連携による鉄道・バス利用促進

【参考】新たな移動手段の例

○MaaS（マース：Mobility as a Service）

地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。

出典：国土交通省ホームページ「新モビリティサービスの推進」

○グリーンスローモビリティ

時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称。導入により、地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待される。



出典：国土交通省『グリーンスローモビリティとは』・ホームページ「グリーンスローモビリティ」

(6) 都市構造再編集中支援事業の活用

「都市構造再編集中支援事業」とは、立地適正化計画に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へと再編を図ることを目的とする事業です。民間事業者等への情報提供及び協働により当該事業の効果的な活用を検討し、必要な都市機能及び居住の誘導を図ります。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等
 国費率：1/2（都市機能誘導区域内等）、45%（居住誘導区域内等）
 施行地区：立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」、その他
 対象事業：市町村…都市再生整備計画に基づき実施される事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援
 民間事業者等…都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設等の整備



出典：国土交通省『都市構造再編集中支援事業（個別支援制度）の概要』より一部加工
 （令和5年4月1日現在の情報）

(7) まちなかウォーカーブル推進事業の活用

「まちなかウォーカーブル推進事業」とは、車中心から人中心の空間へと転換を図り、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施し、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援することにより、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業です。当該事業の効果的な活用を検討し、魅力的なまちづくり・にぎわいの創出等につなげます。

事業主体：市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率：1/2

施行地区：立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村の、市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場から半径500mの範囲内の区域等で、都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域等

対象事業：道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業等



出典：国土交通省『まちなかウォーカーブル推進事業について』より一部加工

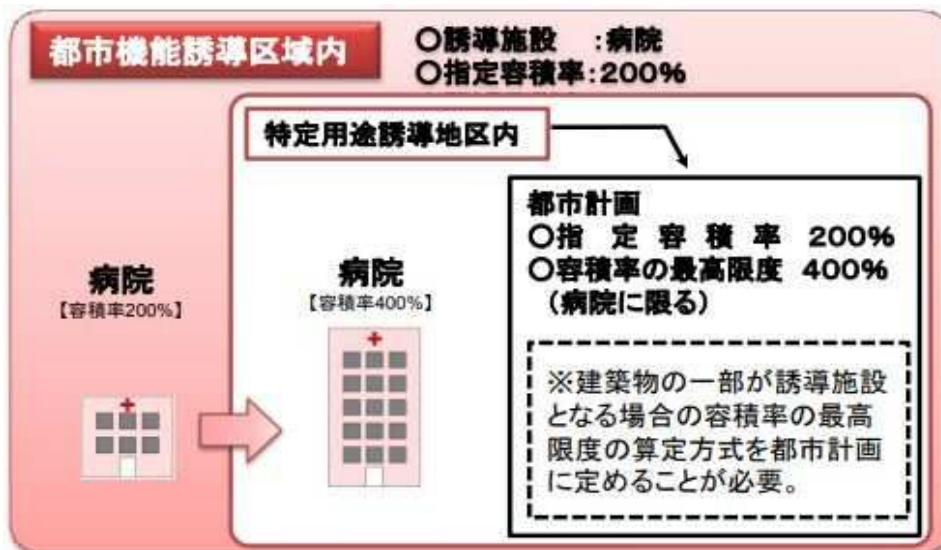
(令和5年4月1日現在の情報)

(8) 特定用途誘導地区の活用

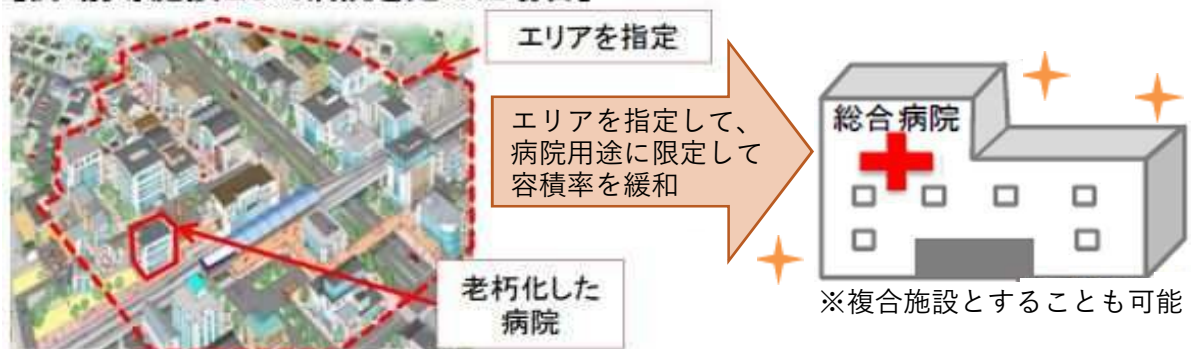
「特定用途誘導地区」とは、都市機能誘導区域内で当該地区を都市計画に定めることにより、誘導施設を有する建築物について、容積率と用途制限を緩和するものです。民間事業者等への情報提供及び協働により当該地区の効果的な活用を検討して必要な都市機能の誘導を図り、居住の誘導にもつなげます。

特定用途誘導地区に関する都市計画に定める事項：

- ・ その全部又は一部を誘導すべき用途に供する建築物の容積率の最高限度
- ・ 建築物等の誘導すべき用途
- ・ 建築物の高さの最高限度（市街地の環境を確保するために必要な場合）



【例：誘導施設として病院を定めた場合】



〔例：容積率200%のところを病院に限定して400%に〕

容積率緩和により、近接地において、床面積を増大して総合病院を整備

出典：国土交通省『都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要』より一部加工
令和5年4月1日現在の情報

2. 目標値の設定

本計画の進捗や施策の効果を定量的に把握するために、評価指標及び本計画の対象期間である概ね20年後の目標値を下記のとおり設定します。

目標指標	基準値	目標値
居住誘導区域内の人口密度	●●人/ha	●●人/ha

※基準値は2023年（令和5年）●月●日現在の値とします。

目標指標	基準値	目標値
市内の公共交通に対する満足度	37.1%	基準値以上

※基準値は『2023年度（令和5年度）名張市総合計画「新・理想郷プラン」にかかる市民意識調査』の値とします。

目標指標	基準値	目標値
名張市の住みごちについての市民満足度	80.3%	基準値以上

※基準値は『2023年度（令和5年度）名張市総合計画「新・理想郷プラン」にかかる市民意識調査』の値とします。

第 6 章 防災指針

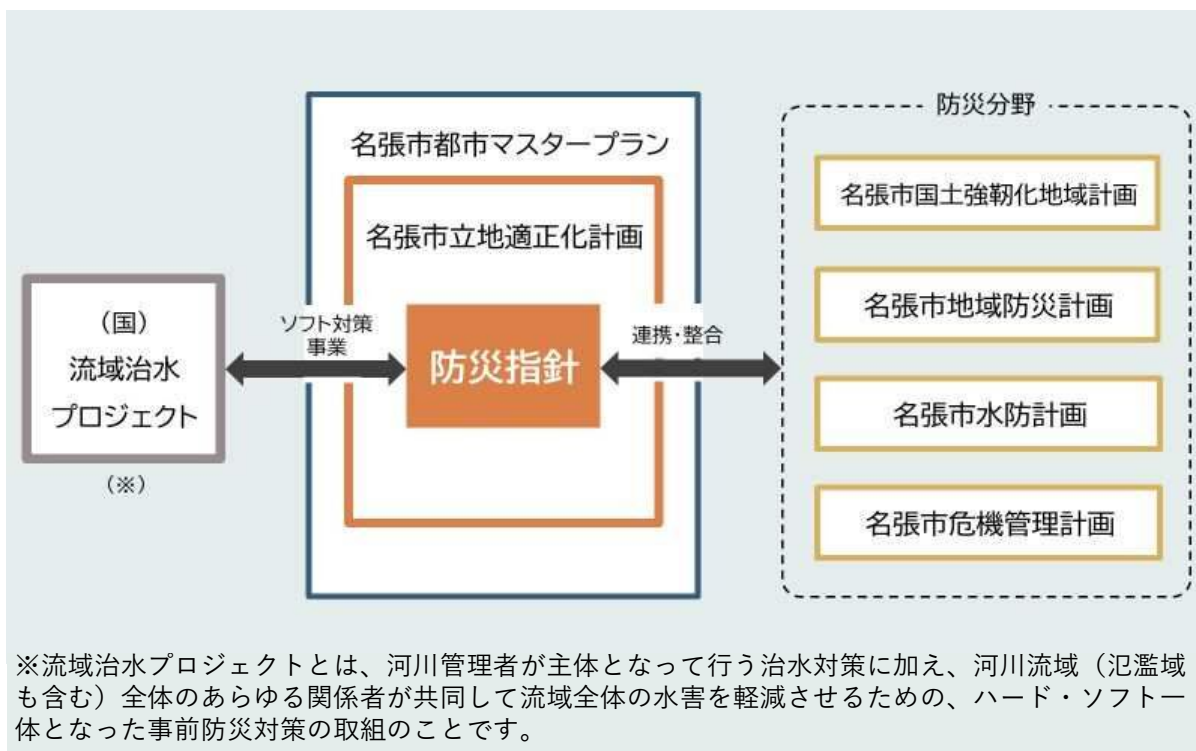
1. 防災指針とは

防災指針とは、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、2020（令和2）年6月の都市再生特別措置法の改正により定められた「居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（都市再生特別措置法第81条第2項第5号）」のことであります。本計画では、誘導区域を設定して居住や都市機能の誘導を進めていこうとしていますが、誘導を図るためには都市防災の視点を併せ持ち、コンパクトで安全なまちづくりを推進していく必要があります。そのため、居住誘導区域等（都市機能誘導区域を含みます。以下同じ。）から災害リスクの高い地域を原則除外するとともに、当該区域に残存する災害リスクに対しては防災指針を定め、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むこととします。

今後も激化が見込まれる水災害（洪水災害と土砂災害）を中心に、主に居住誘導区域内及びその周辺区域の災害リスク分析を通じて課題を整理し、リスクを回避・低減するための取組方針や防災まちづくりの目標、取り組んでいくべき必要な防災・減災対策を示します。

〔 防災関連計画等との位置づけ 〕

本防災指針は、市の各防災関連計画との連携・整合を図ります。また、国が進めている流域治水プロジェクトのソフト対策事業にも位置付けられています。



2. 災害ハザード情報の整理とリスク分析

下記の資料を用いて、各種情報の重ね合わせや比較を行い、災害の種類ごとにリスクを分析・評価します。

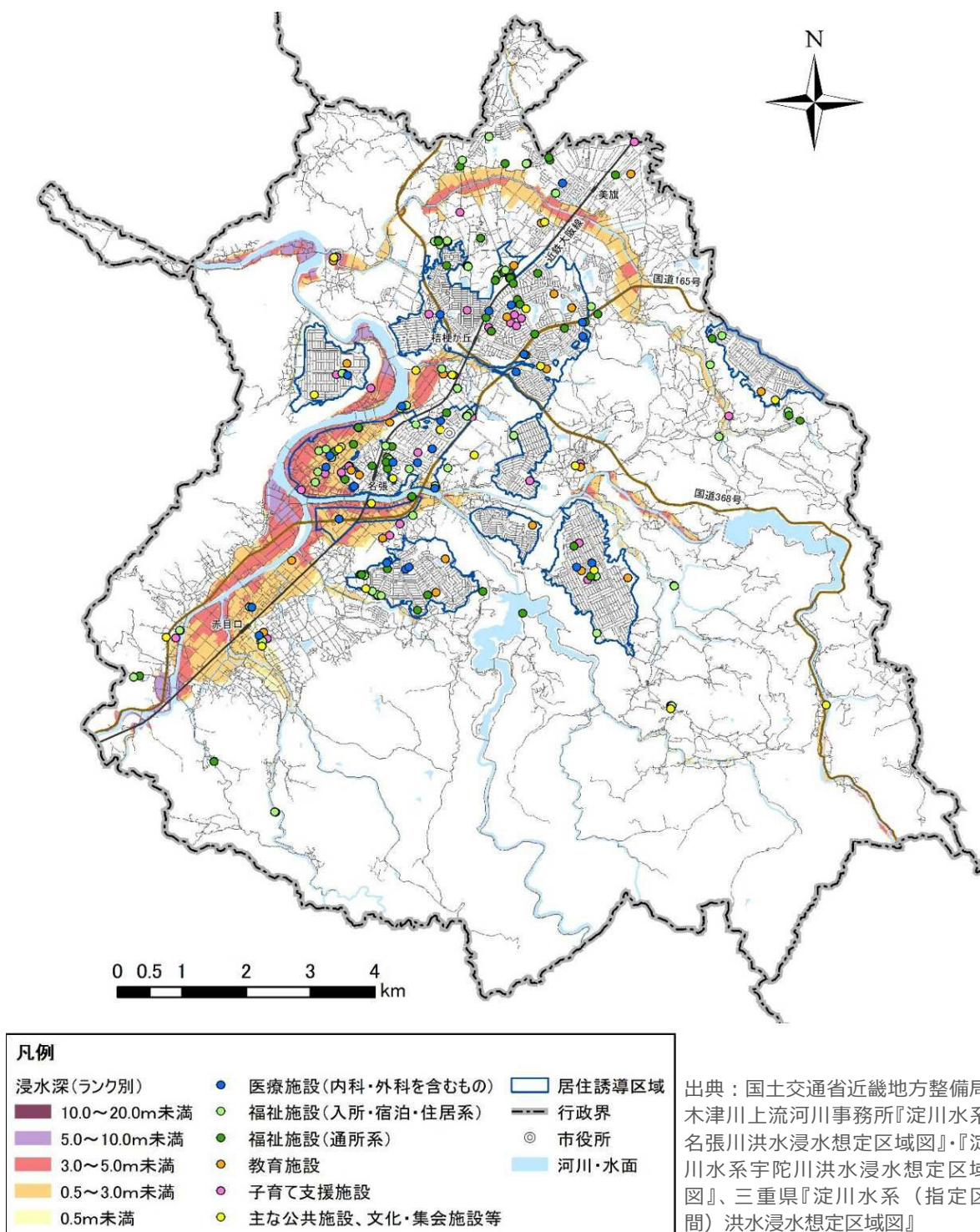
情報	出典
建物階層別分布	都市計画基礎調査 (2016(平成28)～2018(平成30)年度)
建物構造別分布	
防災拠点・避難場所位置図	

施設の種類	出典・内容
● 医療施設 (内科・外科を含むもの)	名張市在宅医療支援センター『在宅医療資源マップ』に掲載されている医療機関のうち、内科(漢方内科含みます。)及び外科を含む医療機関(2023(令和5)年1月1日現在)
● 福祉施設 (入所・宿泊・住居系)	高齢者の施設は、『名張市内介護保険施設等一覧(令和5年1月現在)』に掲載されている入所系の施設。短期入所や、宿泊サービスのある小規模多機能型居宅介護、高齢者住宅を含みます。障がい者(児)の施設は、三重県の『障害福祉サービス等指定事業所一覧(2023(令和5)年1月1日現在)』に掲載されている入所系の施設。短期入所、共同生活援助を含みます。
● 福祉施設(通所系)	高齢者の施設は、『名張市内介護保険施設等一覧(令和5年1月現在)』に掲載されている通所系の施設。障がい者(児)の施設は、三重県の『障害福祉サービス等指定事業所一覧(2023(令和5)年1月1日現在)』に掲載されている通所系の施設。
● 教育施設	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、教育センター(全て2023(令和5)年1月1日現在)
● 子育て支援施設	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、子育て支援センター(全て2023(令和5)年1月1日現在)
● 主な公共施設、 文化・集会施設等	名張市防災センター、名張市青少年センター(a d sホール)、名張市立図書館、名張市総合体育館(マツヤマSSKアリーナ)、名張市武道交流館いきいき、各市民センター(全て2023(令和5)年1月1日現在)

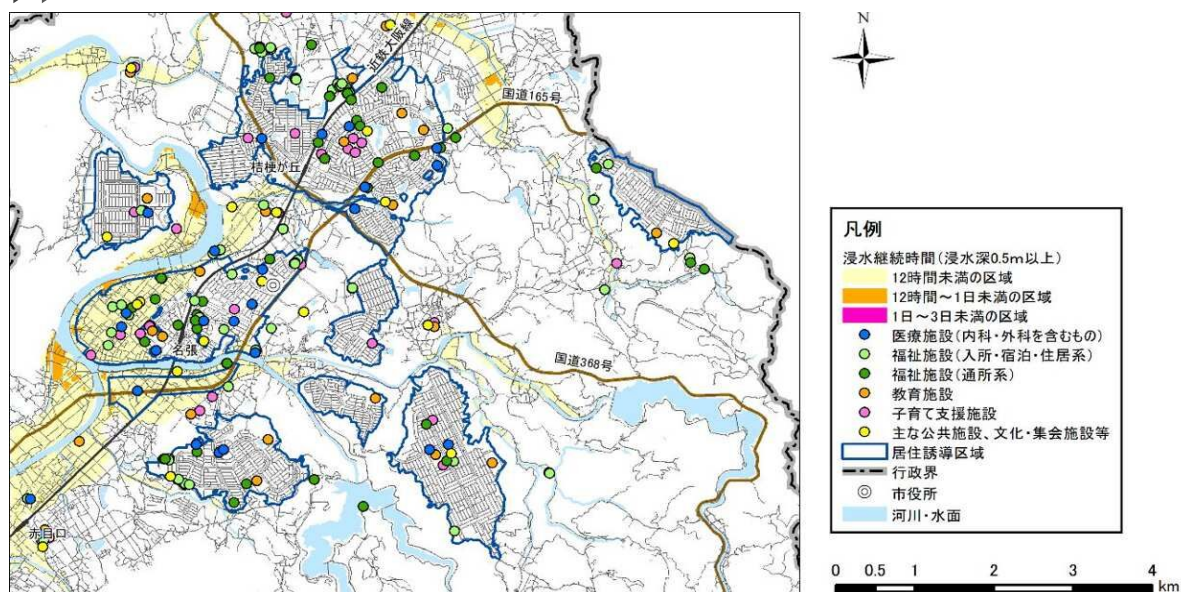
(1) 洪水災害

① 洪水浸水想定区域（想定最大規模）

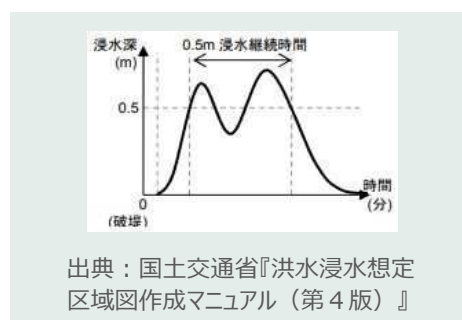
想定最大規模の場合、発生確率は低いものの、名張川や宇陀川沿いの広範囲が浸水すると想定されており、浸水深が5mを超える箇所もあります。多くの福祉施設や医療施設、子育て支援施設も浸水想定区域内に立地しており、中には、浸水深が3mを超える箇所に立地している施設もあります。



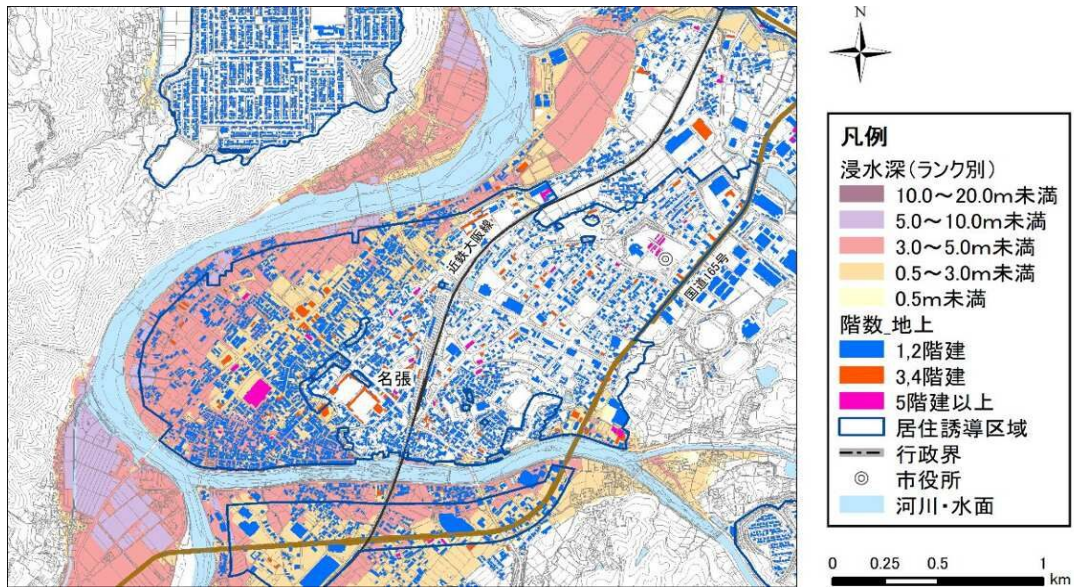
▶▶ 浸水継続時間図



浸水継続時間図とは、浸水深が0.5mになってから0.5mを下回るまでの時間の最大値を図化したものです。一部では12時間を超えるところもありますが、区域の大半が12時間までに浸水が収まると想定されています。

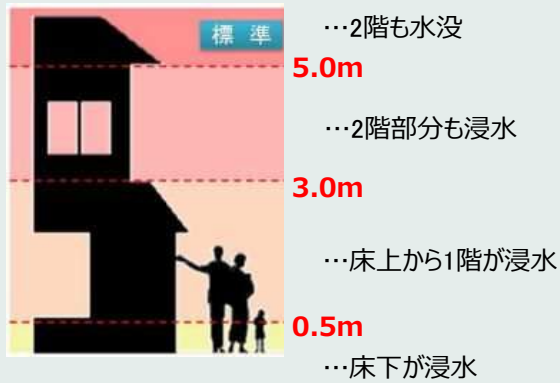


▶▶ 建物階層別分布との重ね合わせ図



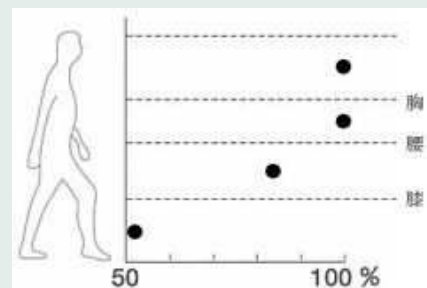
特に浸水深が深い名張川と宇陀川の合流付近を見ると、3、4階建てや5階建て以上の建物もあるものの、ほとんどの建物が1、2階建てとなっています。浸水深が0.5mを超える区域に多くの建物が建っていますが、一般的な住宅の場合、浸水深が0.5mを超えると床上浸水が始まります。また、浸水深が膝の高さ(0.5m)以上になると大人でも歩行が難しく、避難行動が困難になります。

浸水深の目安(一般的な住宅の場合)



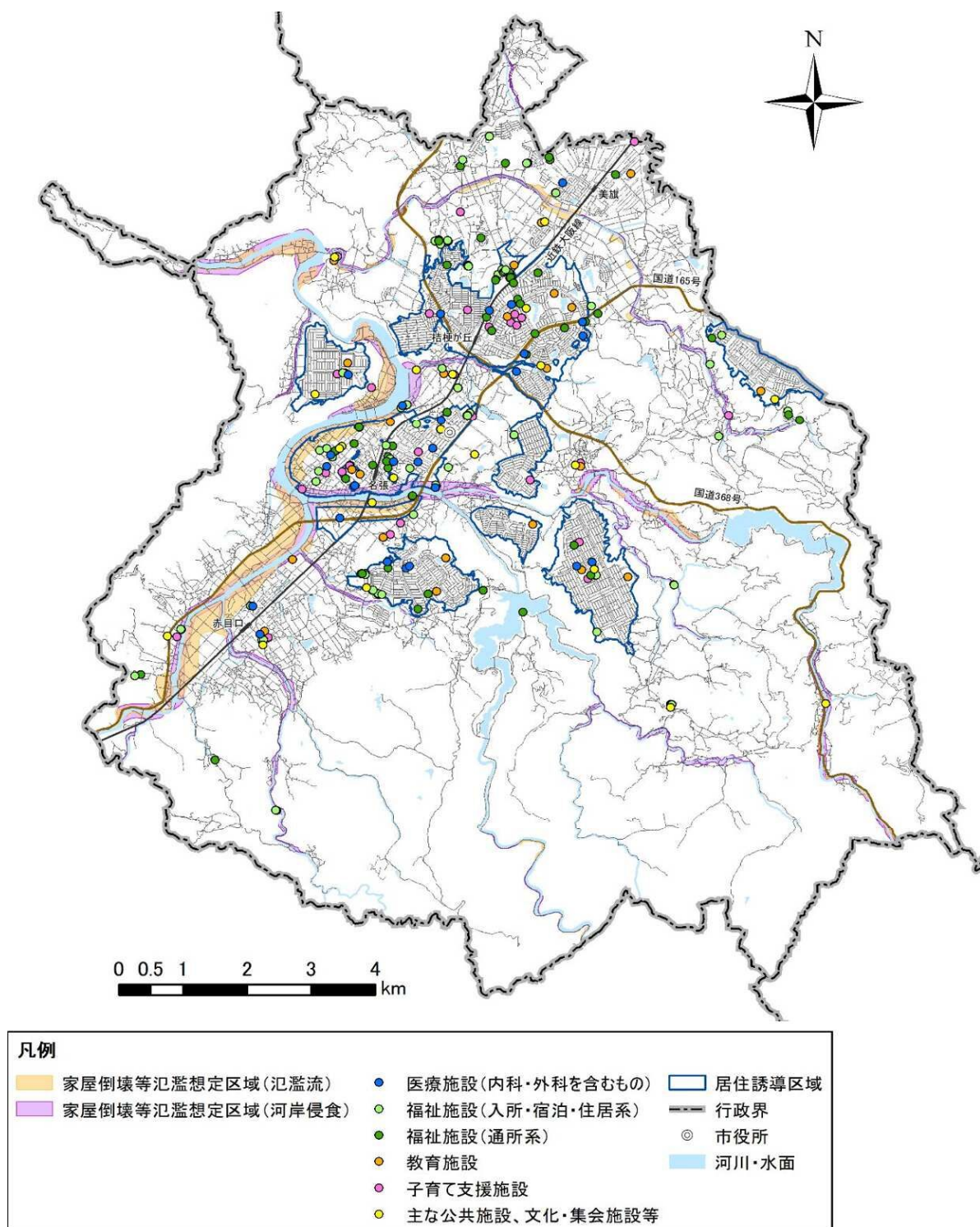
出典：国土交通省『洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)』より一部加工

避難が困難な人の割合



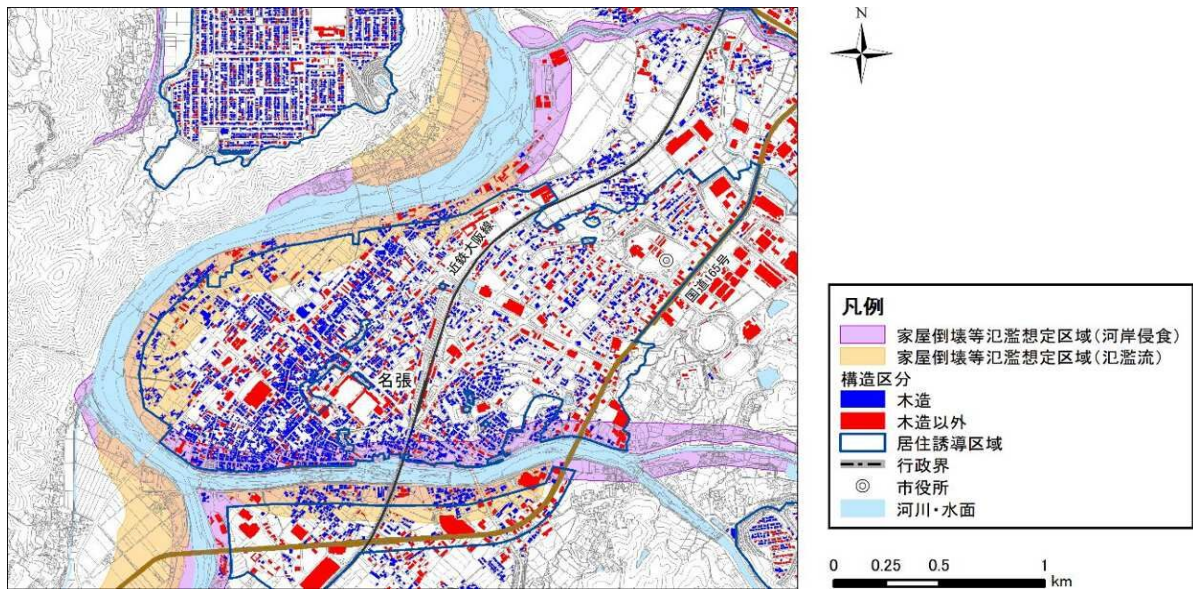
出典：国土交通省『水害ハザードマップ作成の手引き』より一部加工

② 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模）



出典：国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所『淀川水系名張川洪水浸水想定区域図』・『淀川水系宇陀川洪水浸水想定区域図』、三重県『淀川水系（指定区間）洪水浸水想定区域図』

▶▶ 建物構造別分布との重ね合わせ図

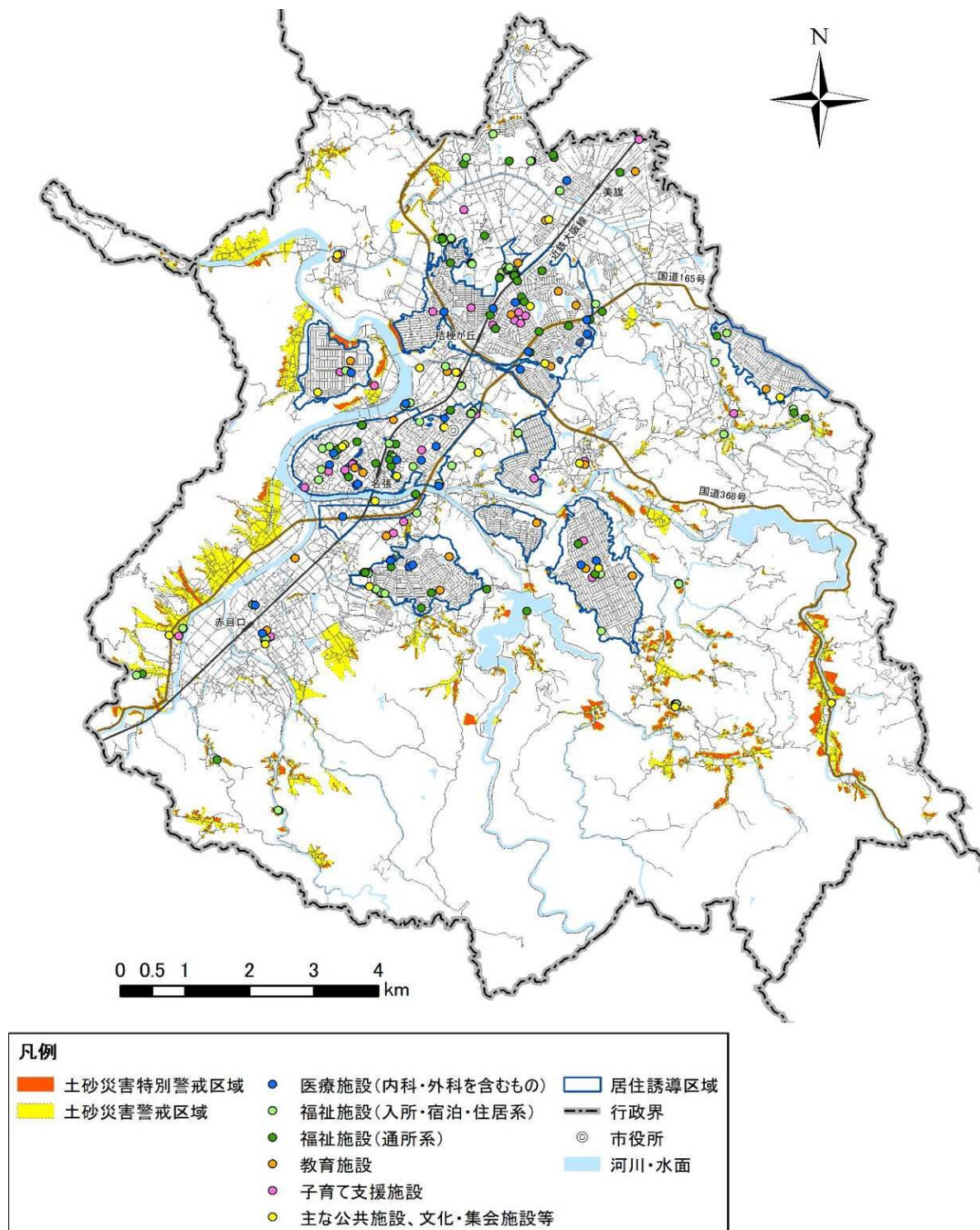


家屋倒壊等氾濫想定区域には、施設はあまり立地していませんが、住居等が多く立地しています。家屋倒壊等氾濫想定区域内の建物構造をみると木造家屋が大半を占めており、氾濫流及び河岸浸食の区域共に区域内の多くの建物が被害を受けるおそれがあります。

(2) 土砂災害

① 土砂災害（特別）警戒区域

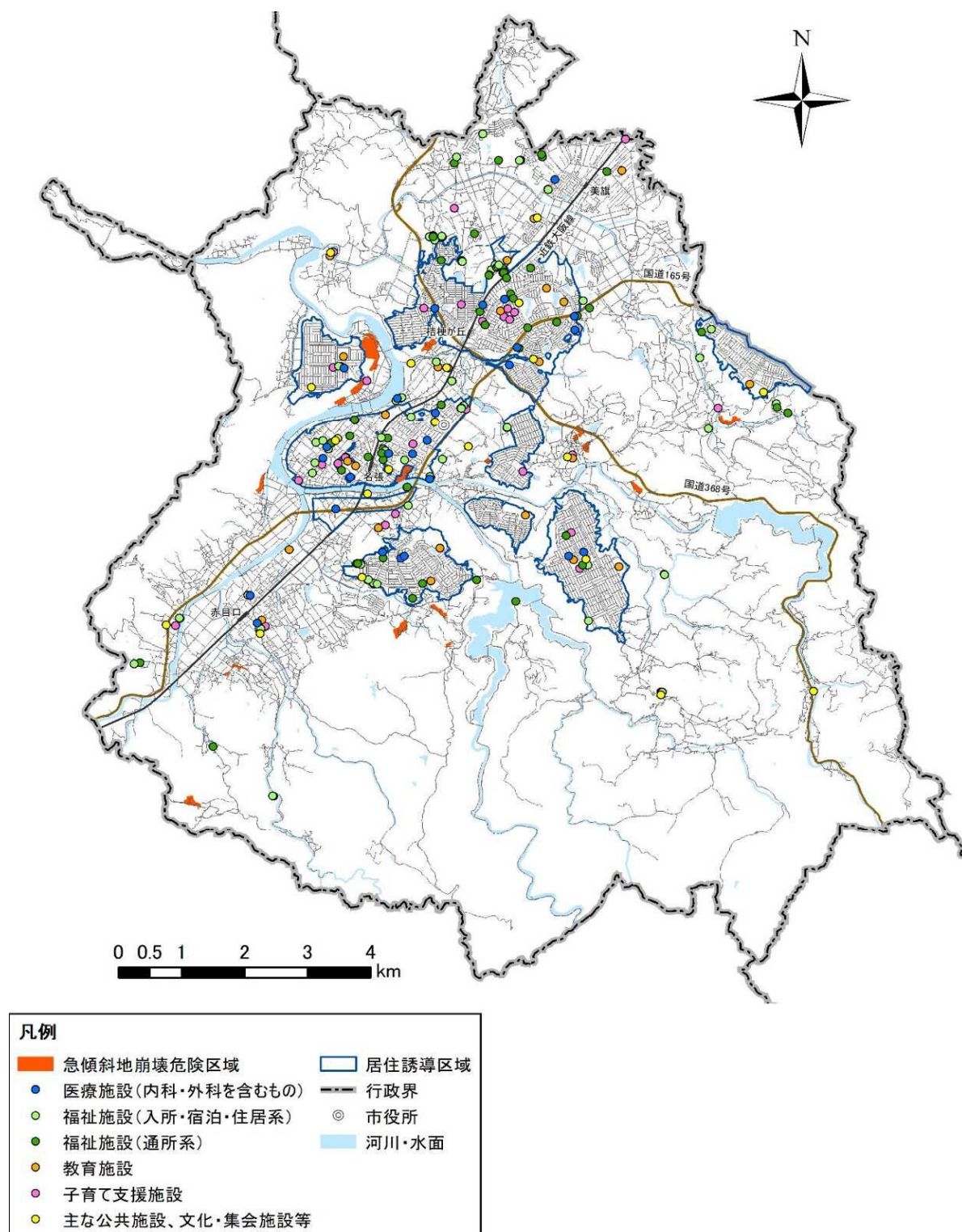
市全体にわたって土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定されています。特に市の西部や南部の山間部に多く分布していますが、市街地の中や住宅団地の周辺部分にも見られ、施設や住居等が含まれている箇所もあります。



出典：三重県土砂災害情報提供システム

② 急傾斜地崩壊危険区域

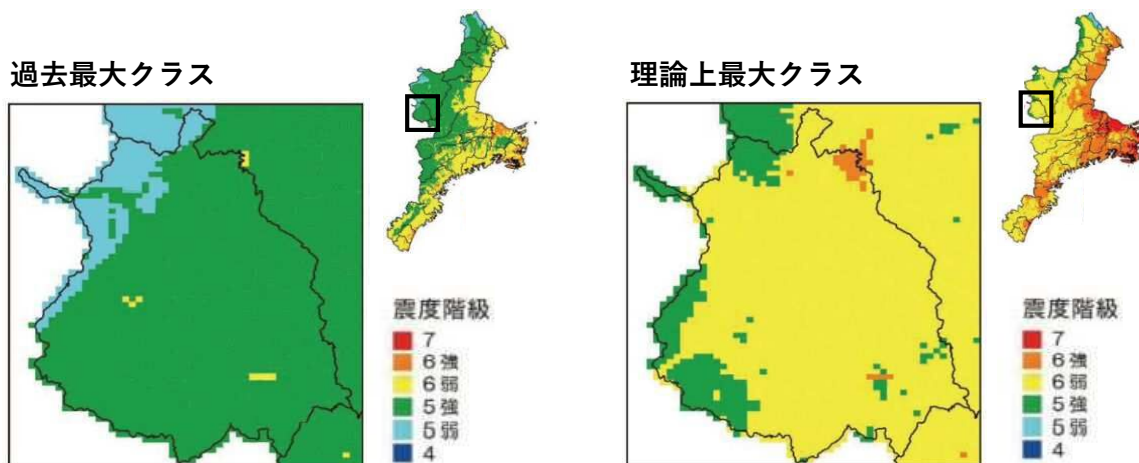
急傾斜地崩壊危険区域は市域全体では22か所、居住誘導区域内では4か所あります。市街地の中にも存在し、当該区域に隣接している子育て支援施設等もあります。



出典：三重県地図情報サービス Mie Click Maps

(3) 地震災害

地震については、三重県が2014（平成26）年に実施した地震被害想定調査結果が公表されています。過去最大クラスでは市内の大半が震度5強、理論上最大クラスでは震度6弱と想定されています。地震災害は、火災等の災害が同時に発生することによる被害の拡大等が懸念されます。

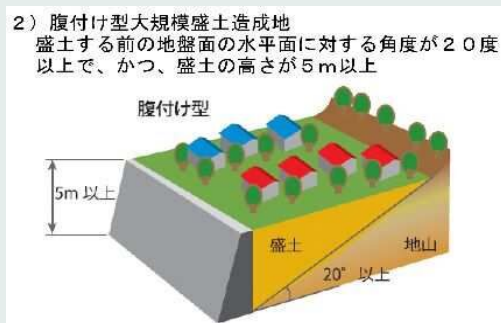
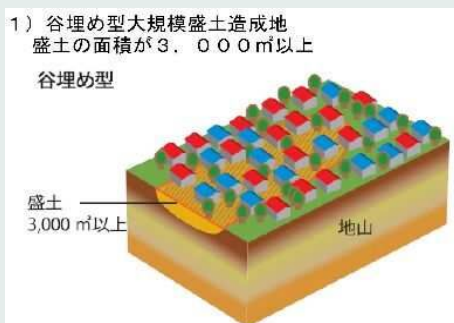


出典：三重県地震被害想定調査結果（平成25年度版）

地震災害に特化したものではなく、全ての区域が必ずしも災害ハザードに該当するわけではありませんが、ここでは大規模盛土造成地とため池ハザードについてリスク分析を行います。

このうち、大規模盛土造成地とは以下の要件に該当する盛土造成地のことです。これらの全てが直ちに危険というわけではなく、今後、危険度の評価を基に安全性の把握が行われ、必要があれば優先度の高い箇所から耐震化事業を行っていくこととなります。

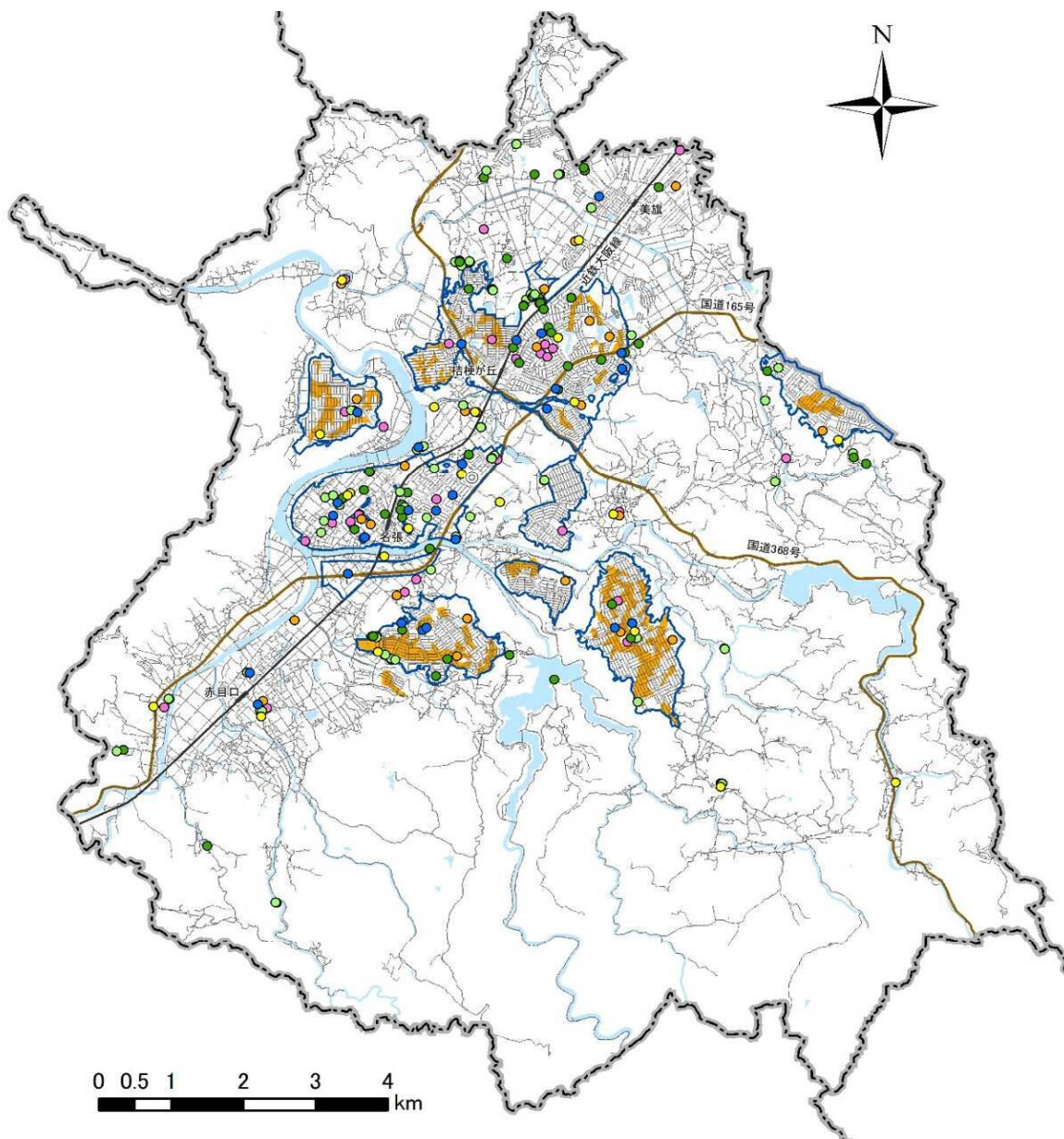
(大規模盛土造成地)



出典：e-すまい三重「宅地耐震化推進事業について」

① 大規模盛土造成地

つつじが丘や百合が丘などの住宅団地に多く分布しており、各種施設等も立地しています。市域全体では谷埋め型が76箇所ありますが、これらは、造成年代調査等の基礎資料整理や現地踏査の実施に基づき抽出されました。今後は、第二次スクリーニングを実施して、安全性の把握を行っていくことになります。

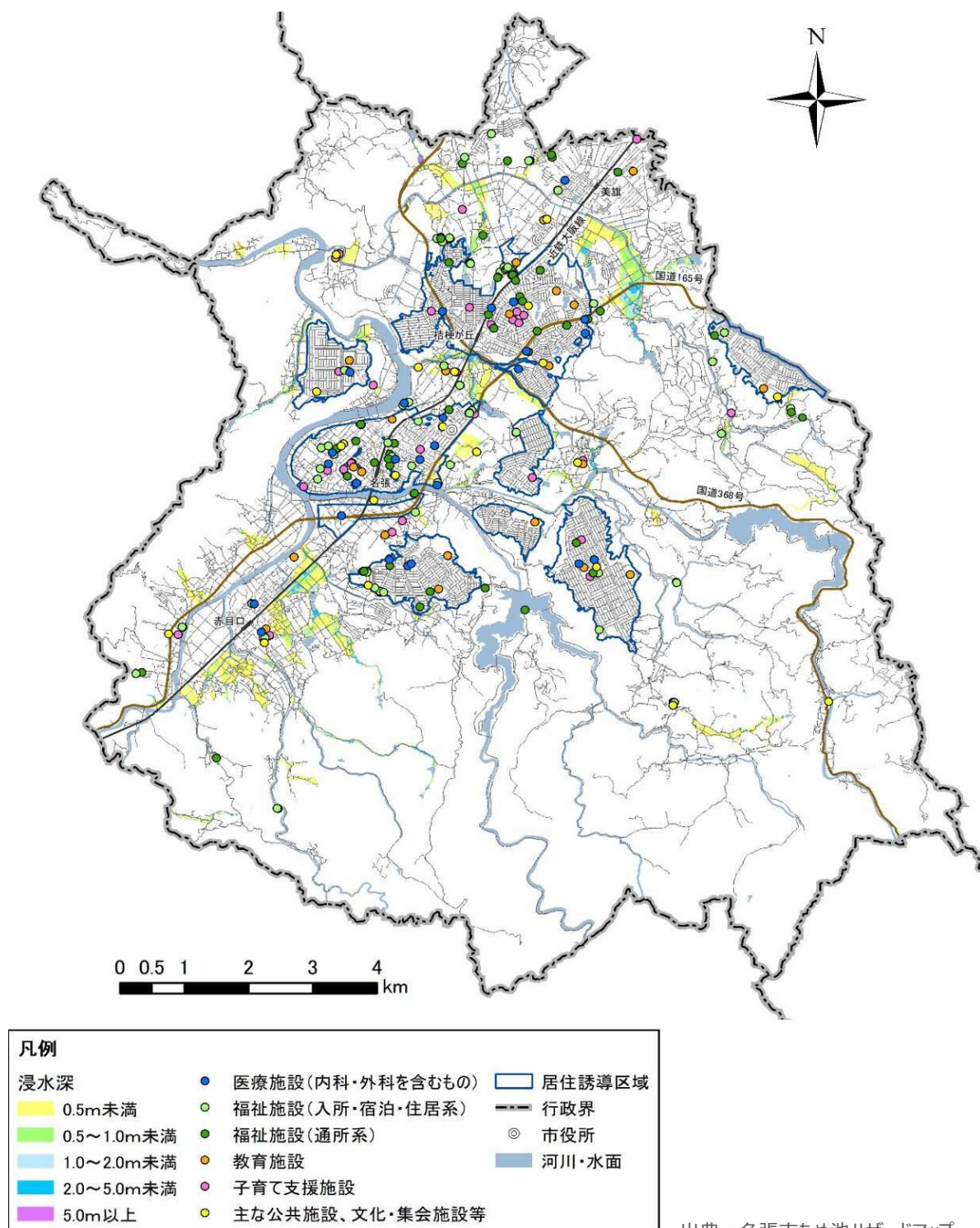


凡例	
 大規模盛土造成地	 居住誘導区域
 医療施設(内科・外科を含むもの)	 行政界
 福祉施設(入所・宿泊・住居系)	 市役所
 福祉施設(通所系)	 河川・水面
 教育施設	
 子育て支援施設	
 主な公共施設、文化・集会施設等	

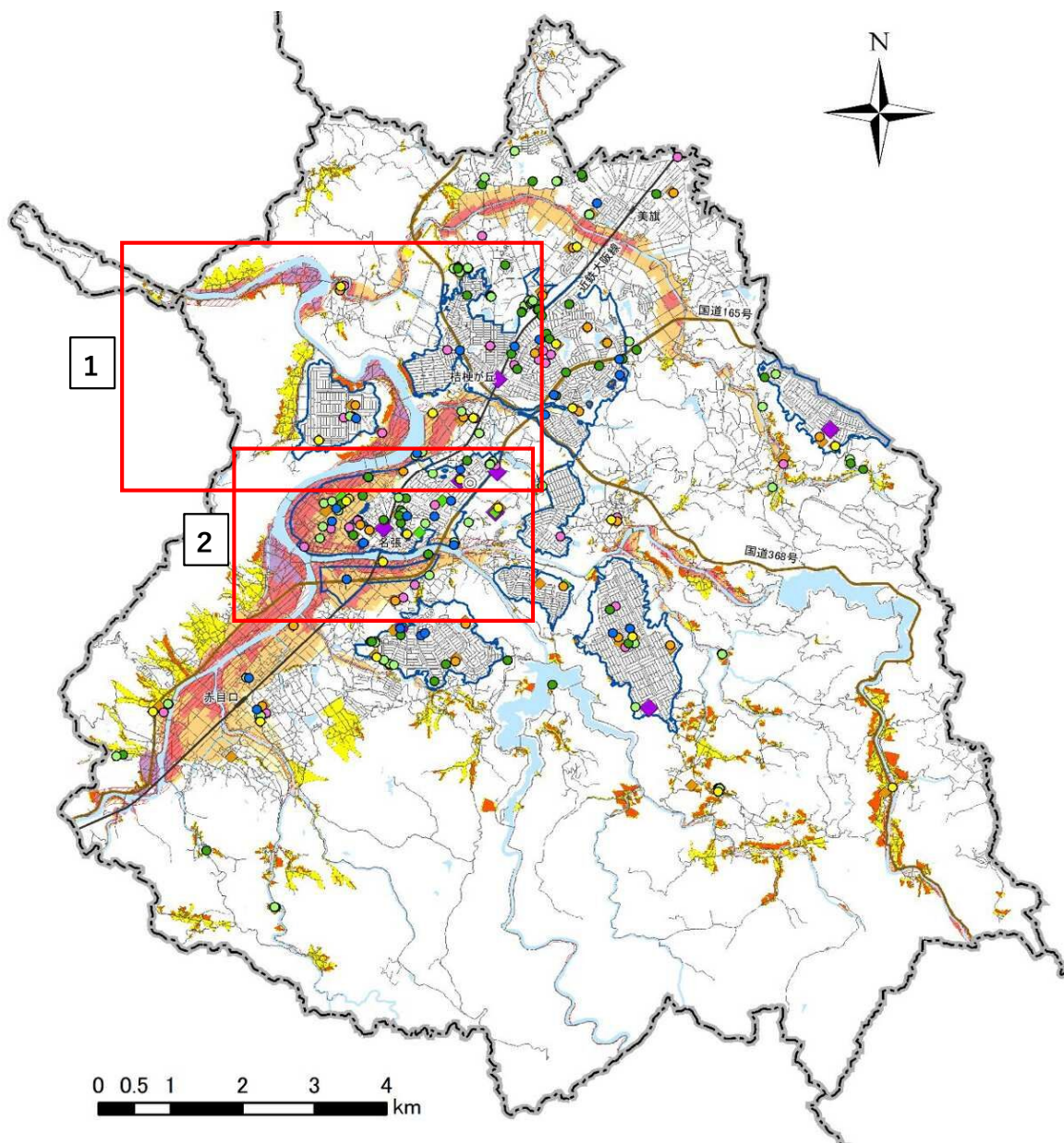
出典：名張市大規模盛土造成地マップ（三重県作成）

②ため池ハザード

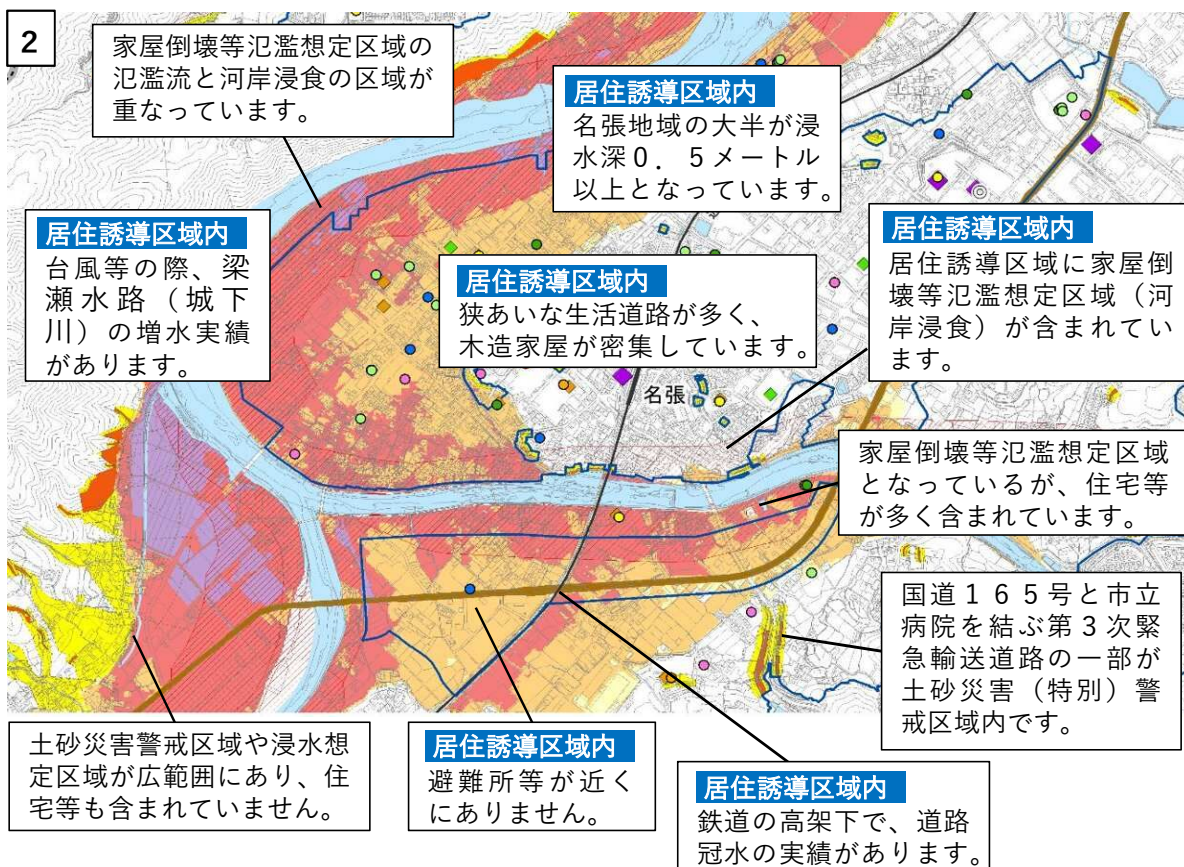
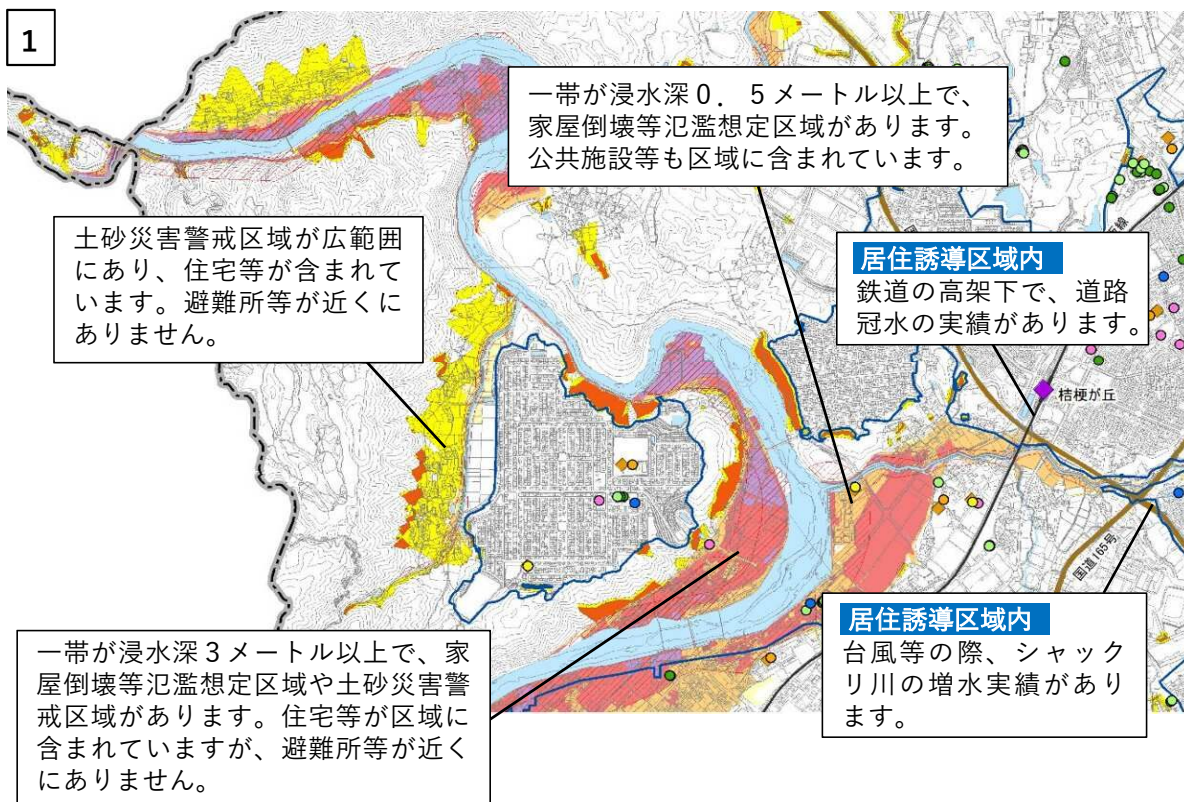
市域全体にわたり多くの農業用ため池が存在しますが、これらも地震や台風等により堤体が決壊して浸水するおそれがあります。浸水深の深い箇所に立地する施設はありませんが、ため池の決壊による被災の可能性については、河川の洪水による浸水被害ほど知られていないため、周辺住民等への周知が必要です。また、日頃からの点検や修繕等の管理などについて、管理者へ助言や指導を行う必要があります。



(4) 特に危険な地域の抽出



凡例			
想定最大規模 浸水深	家屋倒壊等氾濫想定区域	医療施設(内科・外科を含むもの)	居住誘導区域
10.0~20.0m未満	土砂災害特別警戒区域	福祉施設(入所・宿泊・住居系)	行政界
5.0~10.0m未満	土砂災害警戒区域	福祉施設(通所系)	市役所
3.0~5.0m未満	避難所	教育施設	河川・水面
0.5~3.0m未満	避難場所	子育て支援施設	
0.5m未満	防災拠点	主な公共施設、文化・集会施設等	



3. 防災まちづくりに向けた取組

災害ハザード情報の整理とリスク分析により、名張川・宇陀川沿いなどの広い地域で洪水による災害リスクが想定されているほか、土砂災害警戒区域等も市内全域にわたって分布していることがわかりました。特に名張地区においては、様々な災害ハザードが複合的に重なっています。災害リスクの高い地域は新たな立地抑制を図るため居住誘導区域から原則除外することとされていますが、既に市街地が形成されている当該地区においては、これらのハザードエリアを居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難です。このため、特に危険な災害ハザードエリアは居住誘導区域からの除外を図るほか、区域内に残存する災害リスクに対しては、これからも安心して居住が維持できるよう、災害リスクをできる限り回避あるいは低減させる対策を講じる必要があります。

災害ハザードエリア内には多くの住居や教育施設、子育て支援施設、医療施設、福祉施設等が立地していることもわかりました。居住者等の中には高齢者や障がいのある方など避難行動要支援者も含まれていますが、今後の高齢者人口の増加を考えると、災害時には更に適切な避難誘導・迅速な避難行動が求められます。

また、洪水災害や土砂災害だけでなく、地震を起因とした災害では、土砂崩落や延焼火災、ライフラインの寸断など複合的なリスクが想定されるため、被災後も迅速な復興が可能なまちづくりに向け、平時から住まいの耐震化や老朽化したインフラの改修に努め、地震に強い建物やまちの形成、関係機関の連携体制も求められます。

このような様々な災害リスクに対応し、いざという時に防災について正しい知識と判断をもって行動できるようにするためには、各種の対策による災害リスクの回避や除去・低減と併せて、市民一人ひとりが防災について正しい知識と判断をもって行動できるよう、適切な避難や防災活動に役立つ情報をみんなで共有しながら、いつまでも安心して暮らせる防災意識の高いまちを構築していくことが必要です。

防災まちづくりの将来像

みんなで取り組む 防災意識と防災・減災機能が高いまちづくり



防災まちづくりに向けた取組方針

生命及び身体の保護を最優先に考え、ソフト対策とハード対策を組み合わせた 防災・減災体制の充実を図ります。

■ 具体的な取組

○防災知識の普及啓発

市ではハザードマップにより災害リスクの高いエリアや避難場所等の防災情報の事前周知を図るため、既に各地域別の『名張市洪水・土砂災害ハザードマップ』や『名張市ため池ハザードマップ』を作成し、各戸配布やホームページへの掲載を行っています。居住誘導区域では一部、家屋倒壊等氾濫想定区域を含んでいますが、災害リスクに対し、災害時に被害をできるだけ回避または低減するための避難の呼び掛けや知識の普及などのソフト対策が重要です。当該区域は木津川上流河川事務所のホームページで公表されていますが、各戸に配布している市の災害ハザードマップには掲載されていないため、本防災指針でもエリアを示す等、普及啓発に努めます。

〔実施主体〕市

○地域の実情に即した防災教育

居住誘導区域の中には災害ハザードエリア付近にある学校等（学校、保育所、幼稚園、放課後児童クラブのこと。以下同じ。）もあります。市では、災害発生時における市や地域、関係機関の連携に基づく応急対策の推進と、市民の防災意識の高揚や防災諸活動の習熟を図るため総合防災訓練を実施しているほか、学校等においても避難訓練を実施しています。これらの活動を通じて、災害予防や避難方法等の防災知識について、地域の実情に即した防災教育を継続して行います。

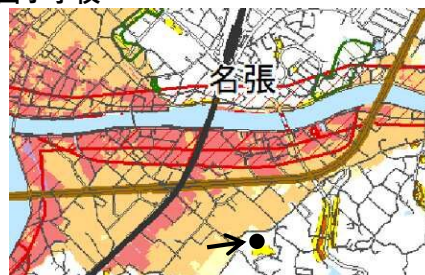
〔実施主体〕市

居住誘導区域内及びその周辺で災害ハザードエリア付近にある学校等の例

名張西保育所



箕曲小学校



○避難確保計画の作成・検証

大規模自然災害発生時に建物の浸水の恐れや土砂災害に見舞われる恐れのある学校等や福祉施設では避難確保計画を策定しています。今後も避難訓練を通して計画の検証を行い、必要に応じて修正を行います。

〔実施主体〕市、学校等、福祉施設

居住誘導区域内及びその周辺で作成している学校等の例：

名張中学校、名張小学校、昭和保育園、ひまわり児童ファーム・名張ファームなど

○地区防災計画作成の促進

地区防災計画とは、地区居住者等が自発的に作成するもので、居住者や事業者が共同で行う防災訓練や災害が発生した場合の相互の支援などに関する防災計画のことです。特に危険な災害ハザードはできる限り除いて居住誘導区域を設定しましたが、名張地域の川沿い等はリスクが残存しており、そのような地区の計画作成について啓発や支援等を行い、作成の促進及び地域の防災力向上を図ります。

〔実施主体〕市、地域

○洪水や土砂災害の影響がある避難所の検証

居住誘導区域内で避難所が少ないエリアがあります。また、市域全体を見ても、災害リスクが高い地域から遠方に立地していたり、ハザードエリア内に立地する避難所が見受けられることから、洪水や土砂災害の影響がある箇所や収容数が不足する地域等については、状況を精査し対応を検討します。

〔実施主体〕市

○木造家屋の無料耐震診断

居住誘導区域内には多くの木造家屋があります。1971（昭和56）年以前に建築された木造住宅の無料耐震診断事業のほか、耐震補強設計及び耐震補強工事への費用補助も実施しています。所有者の大半が高齢者であることや費用面により耐震化率が低迷している状況にありますが、制度の詳細や耐震診断等の重要性について啓発等を引き続き実施し、更なる木造住宅の耐震化促進に努めます。

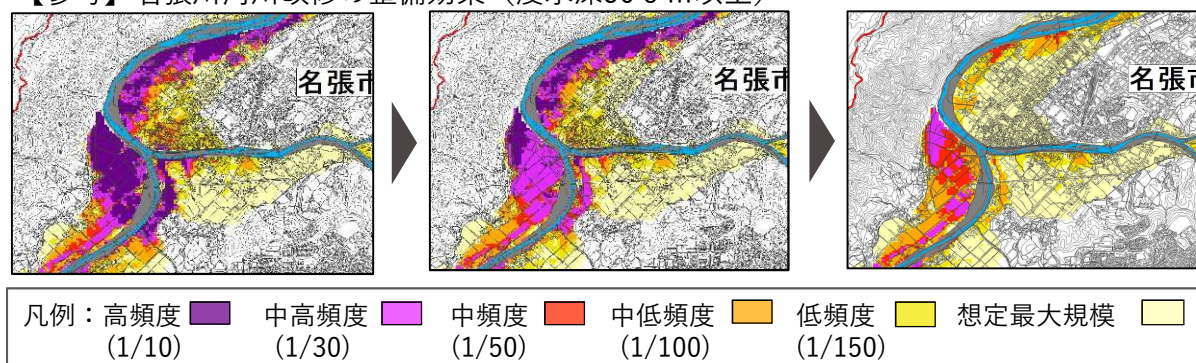
〔実施主体〕市

○名張川河川改修

川を活かした地域づくりの核となる名張川引堤及び河道掘削を推進し、木津川上流域ダム群による洪水調節と河道流量との役割分担を見直すことにより、大規模洪水時の流域の安全度を向上させます。（引用：国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所『名張かわまちづくり一体型浸水対策事業（Ⅰ期）』）

〔実施主体〕 国

【参考】 名張川河川改修の整備効果（浸水深50cm以上）



出典：国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所『リスクマップ』より一部加工

○大規模盛土造成地の調査・防災対策

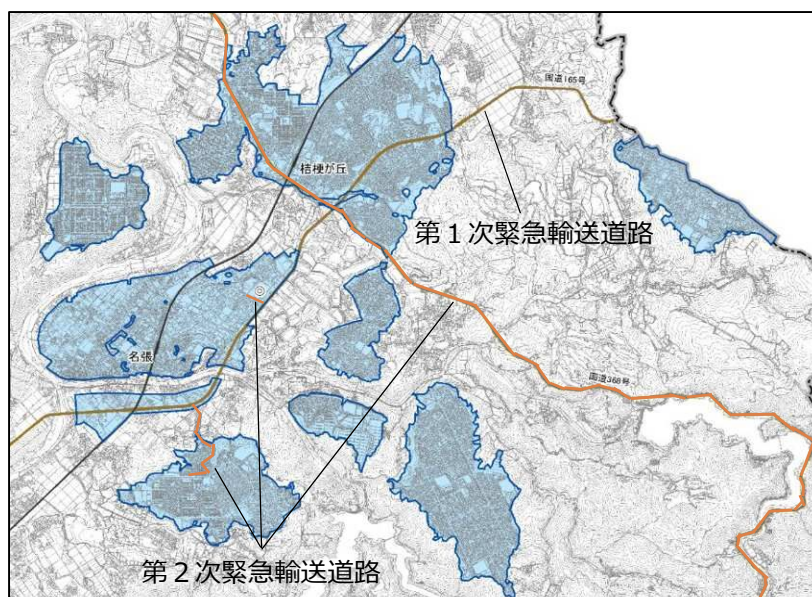
居住誘導区域内にも多くの大規模盛土造成地があります。大地震時等における大規模盛土造成地の活動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、宅地耐震化推進事業による調査を継続し、必要に応じて対策工事を実施します。

〔実施主体〕 市

○緊急輸送道路沿道建築物等の安全性確保

第1次緊急輸送道路沿道建築物等が、災害時に倒壊等により道路通行の妨げにならないよう、建築物等の安全性を確保するため、耐震診断等に対する啓発等を実施しています。義務化対象外となるブロック塀については建築基準法に基づく指導等による安全確保を図ります。

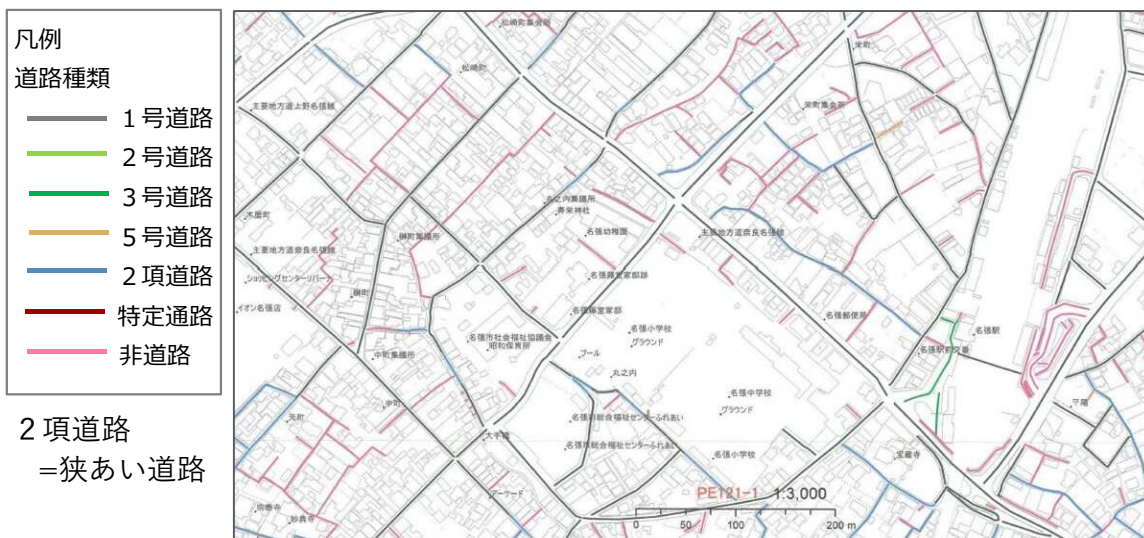
〔実施主体〕 市



○狭あい道路整備等の促進

建築基準法第42条第2項に規定される道路等の狭あい道路を解消し、災害緊急時の避難、安全な住宅市街地の形成を図るため、狭あい道路の調査・測量及び指定道路台帳の整備を進めています。用地買収や舗装等の拡幅事業であるハード整備についても検討を進めます。

〔実施主体〕市



(スケジュール)

具体的な取組・施策	災害リスク			実施時期の目標		
	洪水	土砂災害	地震	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
防災知識の普及啓発	○	○	○		継続実施	→
地域の実情に即した防災教育	○	○	○		継続実施	→
避難確保計画の作成・検証	○	○	○		継続実施	→
地区防災計画作成の促進	○	○	○			→
洪水や土砂災害の影響がある避難所の検証	○	○	○		継続実施	→
木造住宅の無料耐震診断			○		継続実施	→
名張川河川改修	○			左岸側 →	右岸側 →	
大規模盛土造成地の調査・防災対策		○	○		継続実施	→
緊急輸送道路沿道建築物等の安全性確保			○		継続実施	→
狭あい道路整備等の促進	○	○	○		継続実施	→

(目標値)

目標指標	基準値	目標値
地震等の災害への備えをしている市民の割合	41.7%	基準値以上

※基準値は『2023年度（令和5年度）名張市総合計画「新・理想郷プラン」にかかる市民意識調査』の値とします。

目標指標	基準値	目標値
居住誘導区域内における地区防災計画の作成数	0地区	5地区

資料

1. 策定の経過

(1) 名張市立地適正化計画策定経過

■ 2021年度（令和3年度）

5月～3月 庁内ワーキンググループ 全6回

11～12月 中学生アンケート実施

■ 2022年度（令和4年度）

6月 開発行為等調整委員会

8月 都市計画審議会（諮問・小委員会設置）

11月 第1回立地適正化計画策定検討委員会

1月 中学生アンケート実施

第2回立地適正化計画策定検討委員会

3月 第3回立地適正化計画策定検討委員会

■ 2023年度（令和5年度）

5月 第4回立地適正化計画策定検討委員会

7月 三重県協議（都市政策課）

都市計画審議会（中間報告）

8月 議会報告（中間報告）

●月 地域代表者会議・地域説明会

●月 パブリックコメント

●月 第5回立地適正化計画策定検討委員会

●月 三重県協議

●月 都市計画審議会（最終報告）

●月 議会報告（最終報告）

●月 三重県へ通知

2. 委員名簿

名張市立地適正化計画策定検討委員会委員名簿

氏名	適用	備考	
名張市都市計画審議会条例第2条に規定する委員			
◎ 久 隆浩	近畿大学総合社会学部 教授	都市計画 景観計画	
川口 佳秀	名張商工会議所 会頭 (令和4年10月まで) // 顧問 (令和4年10月から)	地域経済	
上島 芳子	名張市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	地域福祉	令和4年11月まで
秋元 真奈美	名張市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	地域福祉	令和4年12月から
玉置 玉義	市民公募委員	市民代表	
名張市都市計画審議会条例第3条第2項に規定する専門委員			
中平 恭之	近畿大学工業高等専門学校総合システム工学科 (都市環境) 教授	交通計画	
井上 隆稔	公益社団法人三重県宅地建物取引業協会 伊賀支部長	土地取引 住宅関連	
高波 秀彦	名張市土地改良区 理事長	農業・農用地	
林 幸喜	三重県県土整備部都市政策課 課長	都市計画 行政	令和5年3月まで
小野 明子	三重県県土整備部都市政策課 課長	都市計画 行政	令和5年4月から
○ 長坂 健	国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所調査課 課長	河川計画 河川管理 都市防災	令和5年3月まで
○ 出口 義治	国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所流域治水課 課長	河川計画 河川管理 都市防災	令和5年4月から
松本 匡史	三重県伊賀建設事務所 副所長兼保全室長	道路計画 道路管理 都市防災	令和5年3月まで
浅田 昌博	三重県伊賀建設事務所 副所長兼保全室長	道路計画 道路管理 都市防災	令和5年4月から

(◎：委員長、○：副委員長)

名張市立地適正化計画

名張市都市整備部都市計画

〒518-0492 名張市鴻之台 1 番町 1 番地室

TEL 0595-63-7764 FAX 0595-63-4677

○河川改修（名張かわまちづくり一体型浸水対策事業）

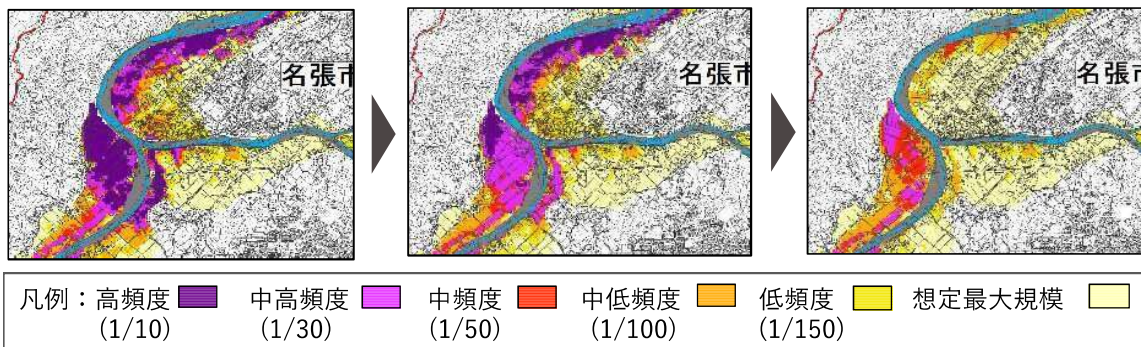
木津川上流域ダム群による洪水調節とあわせた河道改修（名張川引堤及び河道掘削）を、地域と連携した「かわまちづくり」の取組とともに推進します（『淀川水系河川整備計画』）。

また、洪水被害を軽減するため個別避難計画（※）作成等の取組もあわせて、ハード・ソフトが一体となった事前防災対策（淀川水系流域治水プロジェクト）を地域や関係機関と連携して進めます。

〔実施主体〕国、市など

※個別避難計画とは、災害時の避難に特に支援が必要な方（避難行動要支援者）一人ひとりについて、災害が発生した際にスムーズに避難支援を行えるよう、どこに避難するか、誰が避難を支援するか、どのような配慮が必要になるかなどをあらかじめ決めておくものです。

【参考】名張川河川改修の整備効果（浸水深50cm以上）



出典：国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所『リスクマップ』より一部加工